

平成20年 9 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成20年 9 月29日～30日

場 所 第4委員会室

平成20年9月29日（月曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正
予算（第1号）

○議案第2号 平成20年度宮崎県拡大造林事業
特別会計補正予算（第1号）

○議案第4号 宮崎県独立行政法人緑資源機構
事業特別徴収金徴収条例の一部
を改正する条例

○議案第8号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

・エコクリーンプラザみやざき問題について

・建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行
について

・大規模木質ペレット工場の概要等について

・平成20年台風第13号による被害状況及び被害
箇所の復旧について

・単品スライド運用の拡充について

・JAS法違反に対する措置について

・平成20年産早期米の生産・販売状況等につい
て

・建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行
について

・平成20年台風第13号による農業関係被害につ
いて

・「単品スライド条項」の運用の拡充について

出席委員（9人）

委 員 長	宮 原 義 久
副 委 員 長	黒 木 正 一
委 員	外 山 三 博
委 員	坂 口 博 美
委 員	蓬 原 正 三
委 員	野 辺 修 光
委 員	満 行 潤 一
委 員	松 田 勝 則
委 員	長 友 安 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	高 柳 憲 一
環 境 森 林 部 次 長 （ 総 括 ）	森 山 順 一
環 境 森 林 部 次 長 （ 技 術 担 当 ）	寺 川 仁
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	飯 田 博 美
計 画 指 導 監	森 房 光
環 境 管 理 課 長	堤 義 則
環 境 対 策 推 進 課 長	道 久 奉 三
施 設 調 査 対 策 監	大 坪 篤 史
自 然 環 境 課 長	飯 干 利 廣
森 林 整 備 課 長	徳 永 三 夫
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	楠 原 謙 一
木 材 流 通 対 策 監	河 野 憲 二
工 事 検 査 監	濱 砂 金 徳

農政水産部

農 政 水 産 部 長	後 藤 仁 俊
農 政 水 産 部 次 長 （ 総 括 ）	西 田 二 朗
農 政 水 産 部 次 長	伊 藤 孝 利

(農政担当)

農政水産部次長 (水産担当)	太田英夫
部参事兼 農政企画課長	岡崎吉博
農水産物 ブランド対策監	郡司行敏
地域農業推進課長	上杉和貴
担い手対策監	山内年
営農支援課長	吉田周司
農業改良対策監	佐藤吉史
消費安全企画監	八反田憲生
農産園芸課長	串間秀敏
畜産課長	押川延夫
家畜防疫対策監	山本慎一郎
農村計画課 総括課長補佐	村上悦子
国営事業対策監	桐山和人
農村整備課長	矢方道雄
工事検査監	西重好
水産政策課長	桑原智
漁業調整監	山田卓郎
漁港漁場整備課長	那須司
漁港整備対策監	今西宏美
総合農業試験場長	村田壽夫
県立農業大学校長	米良弥
畜産試験場長	荒武正則
水産試験場長	関屋朝裕

事務局職員出席者

議事課主査	大野誠一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○宮原委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま

す。お手元に配付いたしました日程案のとおり
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 次に、執行部の不在についてで
あります。農政水産部の原川農村計画課長が忌
引のため欠席する旨の不在届が提出されてお
ります。課長にかわり村上総務課長補佐が説明
及び答弁を行いますので、御了承ください。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項の
説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終
了した後にお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございま
す。おはようございます。よろしくお願
いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております環境農林水産常
任委員会資料の目次をごらんいただきた
いと思います。本日は、議案が3件、その
他の報告事項が3件ありますが、別添、追
加資料として配付させていただいてお
ります2件の計5件について御報告をさ
せていただきます。

それでは、資料の1ページをごらん
いただきたいと思います。平成20年9月
定例県議会提出議案のうち、議案第1号
「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」
と議案第2号「平成20年度宮崎県
拡大造林事業特別会計補正予算」に
関する歳出予算を課別に集計したもので
ございます。今回の補正予算につきましては、
左端を見ただきますと一般会計と特別
会計に分けており

ますが、上のほうの一般会計が、表の中段ちょっと下にございます小計の網かけをしております欄にありますように、2,886万2,000円の増額をお願いしております、その右の補正後の一般会計予算額は237億315万円となります。また、その下の特別会計につきましては、下から2段目でございますが、小計でございますように4,095万円の増額をお願いしております、補正後の特別会計予算額は6億5,548万円となります。この結果、一番下の合計にありますように6,981万2,000円を増額いたしまして、補正後の部の予算額は243億5,863万円となります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の施行に伴い、森林組合法が改正され、本年12月1日より施行されますことから、本条例における関係規定の改正を行うものであります。

次に、飛びまして、6ページでございます。その他の報告事項であります。

まず、1エコクリーンプラザみやざき問題についてでございます。この問題につきましては、現在、外部調査委員会において、浸出水調整池の機能回復のため工法等の検討を行うとともに、建設当時に公社に在籍した職員や施工業者等から事実聴取を行うなど、問題の解決に向けた取り組みを進めておりますので、(1)のその取り組み状況と、(2)の地元や関係市町村等への対応について御報告させていただきます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思っております。2の建設工事等に係る予定価格の事後公

表の試行についてでございます。予定価格の公表時期につきましては、これまで県議会を初め関係業界等からの御意見や現在の入札状況を踏まえまして、10月1日から事後公表の試行を実施することといたしましたので、その概要について御報告をいたします。

次に、10ページでございます。ことし8月、門川町に竣工いたしました、大規模木質ペレット工場の概要等についてでございます。未利用間伐材や木の皮(バーク)等の地域の木質バイオマス資源を原材料にしたペレット製造工場の概要について御報告をさせていただきます。

次に、別冊でお配りいたしております追加資料でございますが、こちらの1ページをごらんください。先日の台風第13号による被害状況及び被害箇所の復旧についてであります。

(1) 被害の状況の表の一番下にありますように、9市町村、68カ所、12億9,400万円の被害が発生をいたしております。災害の復旧につきましては、地域住民の皆様の安心・安全を確保する上で特に緊急を要する箇所から早期の復旧に努めてまいります。

次に、3ページをごらんください。単品スライド運用の拡充についてでございます。この制度につきましては、現在、鋼材類と燃料油の2品目を対象に運用しているところでございますが、原材料等の高騰等に伴いまして、この品目以外の資材にも対象を広げるものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○飯干自然環境課長 自然環境課の提出議案について御説明いたします。平成20年度9月補正予算についてでございます。

お手元の平成20年度9月補正歳出予算説明資

料の青いインデックス「自然環境課」のところ、ページで申しますと23ページをお開きください。今回の補正予算は、表の左から2番目の補正額の欄にありますように、一般会計で77万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、自然環境課の補正後の予算は、表の右から3番目の欄に上げておりますように47億5,924万円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。

25ページをお開きください。まず、上から4番目の(目)林業総務費でございます。その下段の(事項)森林保険事務取扱費で47万5,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、表の右から3番目の欄に上げておりますように2,630万5,000円となります。森林国営保険は、人工林などにおいて火災や気象災害が発生した場合に損害のてん補を行う国の制度でございまして、県は保険契約や損害調査、普及啓発等に関する業務を国から受託しております。今回の補正では、国から森林災害予防の普及啓発に係る費用の追加がございましたことから、山火事などの森林災害の予防と森林国営保険の普及のための広告などを実施したいと考えております。

次に、その下の(目)林業振興指導費でございます。その下段の(事項)水と緑の森林づくり推進事業費で30万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、表の右から3番目の欄に上げておりますように350万円となります。水と緑の森林づくり推進事業は、「水と緑の森林づくり条例」に定める「森林づくり推進月間」(10月から11月までの2カ月間)におきまして、県民から参加者を募り、植栽や下刈り等の活動を行う「森林づくり県民ボラン

ティアの集い」や、地域を単位——農林振興局単位でございまして——とした住民参加による活動を実施するものであります。今回、森林づくりに役立ててほしいという企業からの寄附がございましたので、県民ボランティアの集いで行う植樹活動の苗木代等に活用させていただきたいと考えております。

自然環境課からは以上でございまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○徳永森林整備課長 森林整備課でございます。当課の9月補正予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の27ページをお開きください。当課の9月補正は、1行目の2列目の補正額にありますように、6,903万7,000円の増額補正をお願いしております。内訳は、その下の2行目の一般会計で2,808万7,000円を、また5行目の特別会計で4,095万円を計上しております。補正後の予算額は、一番上の行に戻っていただきまして、右から3列目の補正後の額にありますように、合計で112億5,513万1,000円となります。

次に、補正の内容についてでございますが、1枚めくっていただきまして、29ページをごらんください。まず、一般会計の補正につきましては、5行目の(目)林道費、その下の行にあります(事項)森林保全林道整備事業費で1億8,150万円の減額、またその下の(事項)道整備交付金事業費で2億2,716万8,000円の増額、また、次のページの30ページの上段にあります、(事項)里山エリア再生交付金林道整備事業費で1,758万1,000円の減額補正となっておりますが、これらは国庫補助決定に伴い補正をお願いするものであります。

次に、31ページをお開きください。特別会計

の補正につきましては、拡大造林事業特別会計の（事項）県行造林造成事業費におきまして4,095万円の増額をお願いしております。これは、森林農地整備センターとの分収林において県が実施する除間伐等の森林管理に係る受託費が増額されたものであり、全額、森林農地整備センターが費用負担するものであります。

森林整備課からは以上であります。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課から御説明いたします。議案第8号についてであります。別冊、県議会提出議案でありますけれども、常任委員会資料で説明させていただきます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。3の議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

山村・木材振興課関係では、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」によりまして、下の表の右側、六の五にありますとおり、森林組合法による事務の一部、生産森林組合の各種認可等に関する事務を、右の市町村の欄にありますように、都城市及び日南市に権限移譲しているところでございます。

このたび、もう一度上のほうに戻っていただきまして、1の改正の理由にありますとおり、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」によりまして森林組合法が改正され、本年12月1日から施行されますことから、本条例における関係規定の改正を行うものであります。

内容につきましては、2の改正の概要にありますとおり、今回の森林組合法の改正によりま

して法の条項にずれが生じますために、関係規定の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、3にありますように平成20年12月1日を予定しております。

具体的には、下の表の新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、本表の右側の旧の部分をごらんいただき、ページをめくっていただきまして、5ページの右のほうですが、23の部分をごらんください。ここでは森林組合法第百条第四項について示しております。これは生産森林組合の清算終了、いわゆる組合を解散した場合の清算手続の一つであります。その届け出の受理に関する事務を規定しておりますけれども、今回の法律改正によりまして条項が削除されましたので、その部分をこの条例から今回、削除いたします。

これに伴いまして、再度2ページに戻っていただきまして、表の左側の新の中ほどの1のところにありますように、森林組合法第九十九条の十の規定が新設されております。この条例にその部分を盛り込むものでございます。それ以下の部分につきましては、この改正によりまして、旧の番号1から22が1つずつ繰り下がるものであります。例えば、2ページの旧の1の部分が、新しい法では2に繰り下がっていくというふうになりまして、以下同じであります。したがって、権限移譲している事務の内容が変わることではありません。

議案第8号につきましては以上であります。よろしく願いいたします。

○大坪施設調査対策監 それでは、資料の6ページをごらんください。エコクリーンプラザみやざき問題について御説明をいたします。

まず、（1）の外部調査委員会の取組状況で

あります。現在、外部調査委員会におきましては、①の施設の機能回復に関する工法等の検討並びに、中ほどにございますが、②の今回の問題に至った原因の調査・究明につきまして、鋭意、調査検討を行っております。

この中で、まず①の工法等の検討についてでございますが、地元住民の方々の不安解消を図り、安全・安心な施設へと再生させるためには、一刻も早い工事着手が求められておりますので、コンサルタントや公社も交えながら外部調査委員会の委員と協議を重ねているところであります。

具体的には、アの浸出水調整池の機能回復につきまして、現在の地盤状況を把握するためのボーリング等の地質調査を実施するとともに、17年当時に補強工事を行って、現在運用しております第3水槽の安全性の検証や、現在運用を停止しています第3水槽以外の工事の工法検討、さらには、調整池東側の盛り土のり面の安全性の検証を進めております。工法の検討に際しましては、国交省の関係機関であります独立行政法人土木研究所にも協議を行っております。施設の安全性の確保を最優先に、さまざまな角度から工法等の検討を行っているところでございます。今月末にはボーリング等の地質調査が終了しますことから、その結果も踏まえ、10月には委員会としての見解が示されるものと考えておきまして、その際には速やかに、県議会はもとより地元や関係市町村の皆様方に御説明しまして御理解を求めていきたいと考えております。

次に、イの浸出水処理システムの検討につきましてですが、浸出水の塩化物イオン濃度が設計値よりも高く、場内での処理が完全にはできなくなっておりますことから、その原因究明や

対策の検討を進めているところであります。これにつきましては、年内、遅くとも年明けにまとめる予定の最終報告書の中で委員会としての見解が示される予定となっております。

次に、②の今回の問題に至った原因の調査・究明についてでございますが、公社に残っております当時の書類等を調査するとともに、7月には、工事を担当した設計、施工、施工管理の業者5事業体、並びに公社に在籍しておりました役職員51名から「事実申立書」という書面を出していただきました。さらに、8月から9月にかけては、関係者であります、先ほど申しました業者5事業体、並びに歴代理事長を含みます公社役職員23名から順次事実聴取を実施しております。委員会では、今後、論点整理を行いまして、必要に応じて再度の聴取をしながら、今回の問題に至った経緯や原因、責任の所在等について調査検討を行いまして、最終報告書の中でまとめていく予定となっております。

委員の方々には、いずれも精力的に取り組んでいただいております。今後、それぞれの項目について作業を進め、できるだけ早く問題の解決が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、資料の7ページになりますけれども、(2)の地元や関係市町村等への対応についてであります。まず、①の地元住民への対応についてであります。アの3地区合同地元説明会ですが、前回の委員会でも御報告しましたけれども、7月13日に県も出席して開催をいたしました。(ア)から(エ)にございますように、当日は、まず知事がこの問題に関する基本指針について説明し、住民との意見交換を行いました。また公社が、環境調査の結果ですとか梅雨や台風等に備えた調整池の対策について、さら

には県が、外部調査委員会の設置について説明をいたしました。席上、住民からは、環境問題への不安、公社や行政への不信、さらには対策工事の早期実施など厳しい意見が多数寄せられたところでもあります。

その次、イの地元対策協議会の会長会ですが、8月8日に公社で開催されまして、公社からその時点におきます問題点や対策状況等について説明をいたしております。3地区の会長さん方からは、協定書に記載しています道路整備等の地域振興事業の推進、適時的確な状況説明、さらには早急な対策工事の実施などの強い要望が出されております。

さらに、ウの環境保全推進委員会ですが、9月3日に公社で開催されました。米印に記していますが、この委員会は、地元対策協議会の会長さんとか公害監視委員の方々、さらに地元の市や町等で構成されているものでございます。

(ア) から (ウ) にありますように、公社のほうから、5月から7月に実施しました環境調査の結果について、すべて基準値内であったことを改めて報告いたしております。その上で、今後、環境モニタリング調査の拡充を図ることや、緊急時には速やかに地元や関係機関に報告して対処することなどが提案されまして、全会一致で承認されたところでございます。席上、地元からは、浸出水調整池の補修工事を急ぐことや、下流にある防災調整池の環境浄化を図ることなどについて意見が出されまして、公社としても積極的に対応したいとの回答がなされております。

次に、②の環境整備公社の理事会や関係市町村への対応についてであります。まず、公社の理事会ですが、9月1日に開催されまして、5月に実施されました定例の理事会以降の状況等

について、具体的には、外部調査委員会や工法検討の状況ですとか、公社組織の見直し等について報告が行われております。出席した理事からは、(イ) にありますように、公社の対応への批判のほか、理事会を今後頻繁に開いて随時報告を行うべきとか、工事費等の負担割合につきましても、関係する11市町村長との会議で十分に話し合うべきだ、そういったような意見が出されております。

最後に、イの関係市町村への個別説明ですが、県では、7月22日からになります。順次11市町村を訪問しまして、ほぼ二巡したところでございます。首長や担当課長さん方に対して、外部調査委員会の取り組み状況について説明を行っております。市町村のほうからは、今回の問題に至った原因の究明や責任の追及ですとか、抜本的な対策の検討、さらには市町村負担の軽減や公社改革を求めるなど、大変厳しい意見が多く寄せられておりまして、今後、費用負担の問題など理解を求めていくのは容易ではないと思っておりますけれども、情報の提供等を十分に行いながら、なるべく早く合意形成できるように努めていきたいと考えております。以上であります。

○飯干自然環境課長 別添の追加資料の1ページをお開きください。4平成20年台風第13号による被害状況及び被害箇所への復旧についてでございます。

まず、(1) 被害の状況(平成20年9月26日現在)でございます。今回の台風では、表の一番下でございますように、9市町村、68カ所、被害額12億9,400万円の被害が発生しております。被害区分ごとの内訳としましては、表の左側でございますように、山地災害が4市町村、9カ所、8億4,700万円となっております。被害形

態としましては、山腹崩壊が4カ所、人家裏などの崩壊が3カ所、溪流荒廃が2カ所となっております。また、林道施設災害は、9市町村、59カ所、4億4,700万円となっております、被害形態としましては、林道のり面の崩壊が多くを占めてございます。

これらの復旧につきましては、(2)被害箇所
の復旧にありますように、①の山地災害につきま
しては、地域住民の安心・安全を確保する上
で特に緊急を要する箇所から、県や市町村が
実施主体となり国とも協議をしながら早期復
旧に努めてまいりたいと考えております。また、
②の林道施設災害につきましては、林道施設災
害復旧事業により管理者である市町村が復旧
することとなっております、11月までに国の災
害査定を受け、事業費の決定後、緊急性の高い
箇所から順に工事着手できるよう市町村と協力
して取り組んでまいります。

なお、右のほうの2ページには、主な被害状
況写真として、上は日南市の大字伊比井でござ
いますが、地すべり性の山腹崩壊、真ん中は、
テレビでも報道がございましたが、日向市東郷
町庭田の人家裏の山腹崩壊、また下のほうの林
道は、日向市東郷町及び諸塚村の林道のり面の
崩壊状況を添付してございます。

自然環境課からの報告は以上であります。

○徳永森林整備課長 それでは、森林整備課か
らは2件御報告させていただきます。

もう一度委員会資料のほうに戻っていただき
まして、8ページをごらんください。建設工事
等に係る予定価格の事後公表の試行についてで
あります。

まず、(1)の試行を行うこととしました背
景ではありますが、①の現在の入札状況といたし
まして、最低制限価格付近での入札が多くなっ

ておりますし、建設関連業務においてくじ引き
が多発している状況にあります。また、②の職
員の意識改革と法令遵守の徹底の面につきまし
ては、全庁的な対応として、職員倫理規程の制
定、公益通報制度の充実強化、公共工事入札・
契約事務の綱紀保持マニュアル策定等により、
その徹底に努めてきたところであります。次に、
③及び④にありますように、関係業界等から
の意見や、国からも事前公表の取りやめ等につ
いて要請がなされたところであります。

このような状況を踏まえまして、不良不適格
業者の排除や最低制限価格付近への集中、くじ
引きの多発等が緩和されることを期待し、
(2)にありますような内容で試行することと
いたしました。

まず、①の試行の対象であります、ア及び
イにありますように、公共三部で発注する一部
の建設工事及びすべての建設関連業務でありま
す。事後公表の対象となる工事は、下の表にあ
りますように、工事の種類ごとに、それぞれ該
当する予定価格以上の工事につきまして事後公
表とするものであります。この予定価格の設定
につきましては、表の下に書いてありますよう
に、現在、入札時に工事費内訳書の提出を求め
ている工事以上のものについて事後公表する
ということでございます。

次に、右側の②の試行開始日ありますが、
10月1日以降に入札公告または指名通知を
行うものから実施いたします。なお、指名通知
と申しますのは建設関連業務のことございま
す。

③の留意点ではありますが、アにありますと
おり、試行は今年度末まで行い、その状況等によ
り来年度以降の方針を決めることとしておりま
す。試行に当たりましては、イにありますよう

に、改めて職員に対し入札・契約事務に関する綱紀保持の徹底を図ることとしております。また、ウにありますように、その効果を多角的に検証することとし、その上で入札不調の多発、情報漏えい等の有無についても十分注意を払いながら、試行内容の見直しなど今後の対応を総合的に検討することといたします。なお、不当な働きかけを行った建設業者等に対しましては、入札参加資格停止措置等により厳正に対処することとなります。入札制度改革につきましては、今後とも幅広く意見を伺いながら、よりよい制度の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、恐れ入りますが、別添の追加資料の3ページをごらんください。単品スライド運用の拡充について御説明申し上げます。

公共三部所管の工事につきましては、平成20年6月25日から「単品スライド条項」の運用ルールを定め、価格高騰の著しい鋼材類と燃料油の2品目を対象に運用しているところであります。今回、これらの2品目のほかにも、生コンやアスファルト等の資材についても、原材料の高騰等により価格上昇が見られ始めていることから、単品スライド条項の運用を10月1日から拡充することといたしましたので、御説明いたします。なお、国土交通省におきましては9月10日から運用を拡充しているところであります。

まず、(1)の単品スライドの実施状況につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

次に、(2)の単品スライドの適用対象資材の拡大につきましては、従来指定しておりました2品目のほかにも、今回、価格上昇要因が明確な資材について、発注者・受注者間の協議に基

づいて対象資材を決定することといたしております。

その内容について、右のページ、4ページの上段にあります「従前からの考え方との比較」の表で説明をいたします。まず、一番左の運用の欄の価格変動地域の捉え方——考え方ではありますが、従来の運用では全国的な価格上昇に限定をしておりましたが、今回の運用では地域的な価格上昇でも可能としております。次に、対象となる品目ではありますが、鋼材類、燃料油のほかに、工事の総価に影響を及ぼすもの——請負金額の1%を超えるものを対象とすることにしております。また、品目の指定につきましては、これまで県が指定をしておりましたが、今回、発注者・受注者双方の協議に基づいて決定することといたしました。なお、変動額算定ルールにつきましては、従前の運用と同様、工事請負額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、工事請負額の1%を超える額を、発注者である県が負担することとなります。

最後になりますが、(3)の申請の時期につきましては、原則、工期末の2カ月前までに申請をしていただくこととしております。

なお、6月25日から現在までの運用につきまして、環境森林部において単品スライド条項を適用した事例はございません。

森林整備課からは以上でございます。

○楠原山村・木材振興課長 それではもう一度、常任委員会資料に戻っていただきたいと思っております。お手元の常任委員会資料の10ページをお開きください。3の大規模木質ペレット工場の概要等についてであります。

このたび、木質バイオマス資源を利用した国内最大規模の木質ペレット工場が門川町に竣工

したところです。まず、(1)の会社の概要であります。会社名は、株式会社フォレストエナジー門川、所在地は門川町尾末地区、資本金5,000万円、三菱商事株式会社が60%、延岡市の清本鐵工株式会社が40%出資し、昨年11月に設立されております。業務内容は、④に書いてありますが、杉やヒノキのバーク(木の皮)、未利用の間伐材、ダムなどにたまった流木などを原料として木質ペレットの製造をするものであります。雇用計画ですが、12名で、現在8名が雇用されております。

次に、(2)の施設の整備等であります。この施設の整備に当たりましては、①にありますように、農林水産省の地域バイオマス利活用交付金を活用しており、昨年末に工事着手し、ことし8月に竣工しております。③の事業費ですが、約6億5,900万円で、うち交付金が約3億1,000万円となっております。なお、用地の整備ですとか買収などの費用を合わせますと、総事業費は8億5,000万円と聞いております。④の導入施設ですけれども、工場建物、管理棟、ペレット製造装置などであります。⑥の生産計画ですが、平成20年度が5,000~6,000トン、21年度が1万4,000~5,000トン、なお、最大生産能力は年間2万5,000トンとなっております。3月に大分県日田市でも同じような工場が稼働していますが、ほぼ同規模となっております。

次に、(3)の原料の調達方法であります。耳川流域を中心に県北エリアにおいて、製材工場とか原木市場で発生しますバーク、未利用の間伐材、流木などをトラック等により収集すると聞いております。

次に、(4)の製品販売先であります。製造するペレットは、①にありますように、バー

クペレットは、工業用の火力発電所で石炭とまぜ合わせて使用する燃料として、②のホワイトペレット、これは皮の部分ではなくて木質の部分を原料にしたものですが、これにつきましては農業用ハウスの加温機や温泉施設等のボイラー向けの燃料として販売する予定であります。

次に、右のページの製造の流れであります。左上の①にありますように、バークなどの原料はベルトコンベヤーに投入した後、金属などの異物の除去が行われまして、③にあります1次破削機で25ミリほどに破削されます。さらに④で細かく粉碎されまして貯留槽にため、そこからもう一度多段サイクロンで乾燥した後、⑦のペレタイザー、これがペレットをつくる製造機であります。それを冷やした後、貯蔵バンカーにためられ、需要者に配送するという流れになります。

最後に、関連する県の取り組みであります。県では、木質バイオマスの利用拡大を図るために、木質ペレットの利用や林地残材の利用をテーマとしたシンポジウムを開催しまして、関係団体や民間等への普及啓発を図りますとともに、伐採現場で発生する林地残材の効率的な収集・運搬システムの検討を進めております。また、農政水産部やJA経済連が主体ですが、ピーマンやキュウリの施設園芸において木質ペレット加温機を使用した実証栽培試験を行っておりまして、この検討には当課も参加しているところであります。重油等にかわるエネルギー資源として非常にバイオマスへの関心が高まってきておりまして、このような工場が竣工しましたことから、未利用間伐材などの利用が一層促進されるものと期待しております。

山村・木材振興課からの説明は以上であります。

す。よろしく願います。

○宮原委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案第1号、第2号、第8号ということになりますが、このことについて質疑はありませんか。

○満行委員 自然環境課に、補正予算の25ページですけれども、まず上のほう、森林国営保険法に基づく契約事務というのはどういう事務なんでしょうか。

○飯干自然環境課長 森林国営保険は、保険の契約、損害調査及び普及啓発に関する事務処理、法定受託事務と申しますが、それを実施しております。現在、保険契約や損害調査等の大部分は県森連のほうに委託をして実施しております。

○満行委員 保険というのがわからないんですけど。

○飯干自然環境課長 森林国営保険というのは、森林——これは人工林や天然林改良により成立した森林でございます、これが火災や気象災害の影響を受けた場合に、円滑に森林災害復旧が確保できるように損害てん補を行う保険制度でございます。

○満行委員 森林災害予防啓発普及事業というのはどういう事業なんでしょうか。

○飯干自然環境課長 何らかの現象で森林が火災に遭いまして、全滅ないし使われなくなったときに損害てん補を行うんですけど、それに要する経費でございます。

○宮原委員長 詳しく説明してもらっていいでしょうか。

○飯干自然環境課長 普及啓発事業のことでしょうか。

○満行委員 森林災害予防啓発普及事業という

のはどういう事業でしょうか。

○飯干自然環境課長 森林災害を未然に防ぐために普及活動を行うものでございます。

○宮原委員長 その部分を詳しくということになると思います。

○飯干自然環境課長 林野火災予防週間というのがございますけど、そのときには、各農林振興局を単位としまして、林野火災防止・予防パレード、これは、消防、市町村、関係する警察、県職員で広報活動を行っております。また、新聞等にも広告等を出しまして県民に広くPRをしているところでございます。

○満行委員 その中の47万5,000円というのは、事業の予算額の一部なんでしょうか。この事業予算の総額は幾らなんでしょうか。

○飯干自然環境課長 手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○満行委員 「森林づくり県民ボランティアの集い等」というのはどういう事業なんでしょうか。

○飯干自然環境課長 県民にボランティア参加を呼びかけまして植栽や下刈り等の森林づくり活動を行っております。昨年は、西都市向陵の丘で下刈り作業を、また清武町町民の森で植栽活動を実施しております。そのほかに各地域開催としまして2回実施してございまして、諸塚村の池の窪及び日南市の猪崎鼻でボランティア活動を実施しております。

○満行委員 今おっしゃったのが森林づくり県民ボランティアの集い等ということなんでしょうか。

○飯干自然環境課長 はい。

○満行委員 水と緑の森林づくりイベント開催というのは、その中の一つの事業ということな

んですか。

○飯干自然環境課長 水と緑の森林づくり条例でございます、10月から11月までの2カ月間におきまして広く県民に活動をやっていただいております。これは森林環境税も活用しておりますけど、この時期を重点的に約2万5,000名の県民の参加を得て実施しているところでございます。

○満行委員 水と緑の森林づくりイベントの2万5,000人ぐらい参加の事業で、どのぐらいの当初予算で、今回——30万足らんということですよ。

○飯干自然環境課長 30万の増額補正は、県内の熱心な企業のほうから寄附がございまして、これをボランティア活動事業の中で苗木代等に充てて活用させていただきたいと考えております。

○満行委員 寄附をいただいた、その寄附はこの財源の内訳に入っていないということですか。

○飯干自然環境課長 この予算は当初320万円で決定されておまして、さらに30万が加わりまして、350万の金でこの事業を実施していくということでございます。

○満行委員 寄附金はどこに行っちゃうんでしょうか。

○飯干自然環境課長 ボランティアの方々はその都度県民から募るんですけど、苗木代の不足とか広報活動関係でお金が不足する場合に使わせてもらっています。

○満行委員 寄附は歳入で受け入れないといけないわけでしょう。

○飯干自然環境課長 寄附を1回一般会計のほうに受け入れるようになっておりますので、今回、お願いしているところです。

○満行委員 この財源内訳ではないけれども、一般会計ではこの30万円は歳入として計上しているということですか。

○飯干自然環境課長 はい、そうです。

○坂口委員 公共工事の執行残なんかについての考え方もそうですけど、まず予算の箇所づけですよ。これは長い時間かけてそれなりの段階を経て、財政課長ヒアリングとかまで行って決まるわけですよ。県が常に言っているのは、緊急性あるいは重要性、優先性を勘案しながら、物すごくシビアに効果的な予算をつけているということをやっていますよね。具体的には、ずっと上がってきて、どれかが決裁の時点でこれは今回だめだということで排除されていって、本当に必要なものが予算化されるわけですよ。そういうときに、上がってきちゃ必要性を認めながら、例えば担当が必要だとか、出先は必要だと判断して、どこかの時点で、優先順位がまだ来てないので今回仕方ないよということで外されていく事業があると思うんです。

これは、300数十万なら数十万をその時点で、来年度はこれでいいんだということでシビアに組まれた予算です。そこに寄附金が入ってきたからといって、それをここでぼんとつけようなんていったら、ほかとの対比やられているんですか。このときどうしても必要と思ったけど、財政の都合上これは採択できなかったというようなものとの、その30万の投資はどちらにやるべきかなんてことはやられているんですか。寄附のこういう金が入ってきたからふやそうということで安易にふやしてないですか。そうだったら、もとの予算を減額補正して30万を増額して、当初の予算で行くべきだと思うんです。比較検討やおられないならですよ。そこらはどうなんですか。これは課長よりも、むしろ

全体だと思うんです。低入札での執行残についても一緒なんですけど、安易にそこを延長していくというやり方とっているけど、予定を上回って歳入されたお金については、そのお金をどこに使うべきかからいくべきだと思うんです。今のも、寄附が入ったから安易に、まだ30万できるわということで、もう一つ会合を開こうというような感じでこれは計上されてきているような気がするんです。その30万の有効的投資の仕方というものについての段階を経てないような気がするんです。予算の張りつけの考え方でですね。

僕らはいっぱいお願い事をするんです。「金がありません」でけられているんです。「何でないんだ」と言ったら、「いっぱいある中で優先性をシビアにやっていきながら、公平、公正、総合的な判断のもとでやりました。だから無理です」ということでけられるんです。僕らのお願いじゃないんです。地元の県民の人たちのお願いなんです。この金はシビアにやって、これだけの啓発事業なりボランティア事業をやっていこうと、来年度は。あるいは今年度はやっていこうということで決めたけれども、寄附金が入ってきた。その寄附者の趣旨はこれに使うことで寄附されたんだからぼんと使おうじゃなくて、それだったらありがたいから、県費を減額して、その分でまずやって行って、さてどうするか検討が、今の県が僕らに説明している財政のあり方からすると妥当だと思うんですけど、そのことを満行委員は言われたんだと思うんです。

○寺川環境森林部次長 まず、予算の執行残等につきましては、協議して事業を採択していく過程で落ちたものに優先して使っていくということが基本だと思います。現実もそういう対応

でやっているわけでございます。

今回の30万でございますが、こういう対応をしましたのは、いろいろ要望があったわけでございますが、寄附した企業の考え方も尊重しながら今のところ対応しているというのが現実でございます。寄附者の意向も踏まえながら補正予算を組んで、そういうイベントの中で使っていこうということで考えております。ただそれは、県民の意向の中にも、そういうところをやっていただくということが特に問題ないといえますか、例えば桜の木を植えてほしいというふうな要望がありますので、県民の意向に沿って、その活動の中でさらにプラスしてやっていくことは特に支障がないと考えているわけでございます。

○坂口委員 まず、執行残についてはそこで使っていくのが基本だと言われたですね。そういう場合もあると思うんです。ところが、そうでない場合もある。次の年の工事箇所づけというのは、何カ年計画の中での進捗率なり考える、あるいは現場を考えて、これからこれまでは今年度やっておかないといけないとか、そういうことで箇所づけというのはなされると思うんです。やった結果、1割5分なり2割の執行残が出るわけですよ、競争入札で。安易にその場で随契で入札率、落札率で、その現場で使うということが基本ですか。僕はそうじゃないと思うんですよ。執行残があったら、この現場はここまで今年度進捗したけれども、このままでは災害に遭う。雨にあったときに災害のおそれがある。そういう緊急性があるところで必要ないかと、工事をやった結果でですね。あるいは、もうちょっとこの部分があればこれは供用できるんじゃないとか、今年度これだけやったって何ら変わらない。もう1カ所の現場で、前回

の査定の折には、これは緊急性があるけれども金がなくてできなかったよというところに戻りなりする。そしてまた、残った現場については新たな考え方で工区を組んで設計書をつくって、その金額で新たに競争させていくのが本当は基本だと思うんです。今の次長が言ったのは基本ですか、そういうのが。余り乱暴過ぎない。

それからもう一つ、僕が言ったのは、寄附者の意思はそうですよ。こういうことに使ってほしいと、啓蒙啓発、ボランティアの発展充実のために使ってほしいと言われるけれども、そういうことは県費の中で既にやっているわけでしょう。そういう考え方で予算を査定してきて、これだけやっていこうということをやっているわけでしょう。でなくて、そのことをやらなきゃ住民が満たされない、要望がある、必要があるというのだったら、なぜそれを県費で当初ついてなかったんですか。つけなかったというのは、県のそれなりの基本の考え方の中で、今年度、来年度はこれでいいというものがあったわけです。そして民間の金がそこに入ってきたわけです。その人は確かにそういうのに使ってくれということで、これをどうぞということで寄附はしているけれども、じゃ、ありがとうといただいて、それを歳入でまず持つておいて、そしてこの分が民間の金で確保できたよとなれば、減額で県費をやるのが基本じゃないかと言っているんです。その中で、全体残った30万をどう使う、やっぱりここだとなれば、そこに付けるのも正しいでしょう。でも、30万あれば、これが急いでたんよな。でも、お金がなくてできなかったから、こちらに県費を回す。それが基本じゃないんですか。違いますかね。

今、金がないからできないということはいっ

ぱい言っているんですよ。必要なんですよ。当然なんですよ。しかし、5万、10万の金もないんですよということをやっているんですよ、現実には。それを言っていて、次長がこういうことが基本だったら、考え方を覚えてもらわないと、認識が甘過ぎる。どうですか。

○寺川環境森林部次長 最初の予算の執行残につきましては、安易にその路線につけるというわけじゃなくて、いろんなところの要望がある中で、他の路線も含めた採択で落ちたところの重要性を踏まえて、単純にそこにつけるというわけじゃなくて、他の路線も踏まえて検討し直すということで、ちょっと誤解を与えたかもしれませんけれども、それが基本だということと言いたかったわけです。

それから、イベントについてでございますけれども、確かに一たん査定をして、足りないところがあったならばそこに回すべきだろうということでございますが、これにつきましては、こういう寄附者の意思もありますし、現状やっている部分にプラスしてさらにこれで進めたいということで考えているわけでございまして、単純にプラスというお考えかもしれませんが、我々としては必要性がこういうものにあるということで、財源がたまたまありましたので、寄附者の意思も尊重しながら、また県としてもそういうものに対して必要性があるということで、補正をお願いしているわけでございます。

○坂口委員 考え方としてそう言われるけど、実際、じゃそういうことをやっているの。寄附があったから何か30万組もうよということでやったんじゃないんですか。重要性とか優先性かんがみながら、寄附者の意思もそこに強いものがあるからということで。じゃ、今年度やら

ずに来年度の一般財源の中で、やっぱりそういうものが必要だったら組むということも考えられますよね。これは緊急性があれば別だけど。そういうことを総合的にやったのかということ。

先ほどの執行残については、何もその工事現場で使わずに、全体を見た中で優先性を決めながら、結果的にそういうものもあるというのが基本だと——そう言ったんじゃないの。どういふことを言った。

○寺川環境森林部次長 結果的にそこがあるということと言いたかったわけじゃなくて、そこで使うんじゃないくて、全体を見てもう一度検討し直すということでございます。

○坂口委員 そう言ったでしょう。実際そうやっていますか。執行残が出たときの次の契約までの期間がどうなっていますか。基本的にそういう考え方を持っていますか。執行残が出たから、ちょっと追加発注しようよということで随契で追加でやっていったり、残ったものを全執行機関から集めていってそれを執行したりで、年度末に余った金についてはそうやっているかもわからないけど、そこら基本的な考え方で、通達なり指示なり考え方一致していますか。今言われたように。まず全体見ながら有効なものに使っていこうという基本的な考えでやっていますか、本当に。

○徳永森林整備課長 執行残につきましては、最近、入札改革によりまして、80ちょっとぐらいでありまして、昔のように予算が余ったのでそこに入れるというのが非常に難しくなりました。といいますのは、例えば1億の仕事をして、また2,000万お願いしますと言っても、この2,000万はまた8割でやらないといかんということで、請負業者も増加について同意しない

という状況が生まれてくるのも一つです。その中で、入札率が落ちたということで執行残が非常に多くなってきております。

そういう中で、今、委員がおっしゃるように、例えば林道の場合、いろんな岩がふえて、集落まで行かないというようなところがあれば、優先してそこに入れて集落まで行かせましょうとか、全体を見回してここにどうしても打ち込む必要があるということは、本課のほうで調整をやって、できるだけことはやっているところでありまして。それでもないときは、例えば今2工区でやっているのを、早期完成も訴えて真ん中に入れられないかと、新しく入札できないかという方法を試行しながらやっているという状況であります。また、治山につきましては、新たな箇所、また緊急性で落とされた部分がある。これについては新たに入れると、いわゆる災害防止のために。というような方法で全県下を見回して執行残についてはやっていると認識しておるところでございます。

○坂口委員 そういうやり方に実際なっているんですね。つい最近まで、大変だと、執行残まで同じ入札率で、結局随契でやらざるを得ないという話を随分聞いたんです。だから、それが改められるならいいんですけど、その結果でもなおかつそうなっていて、それにふさわしいからそこを随契でやっているんだというなら、それはそれでいいとして、話はまだ聞くんです。本当にそうやられているなら……。

○徳永森林整備課長 落札率が落ちたということで、非常にそういう問題が起きておりまして、ただ残ったから追加するというようなことは非常に難しい状況になっておりますので、全県下を見回して、受注者も納得できる工区を選んで、一番効果の上がる場所について検討し

て、執行残の執行には努めておりますので、今後ともその方向で行きたいというふうに考えております。

○坂口委員 だから、極力そういうのが減るようになる必要があると思うんですね。その率ではなかなかやれんわという話を現に今でも聞くから、そういうところはあるんじゃないかなと思うんです。なおかつそこを延長すべきという判断がされたときには、例えば増額の設計変更での契約変更でやっていける金額内なり、1%内にしても、300万、500万であれ、新たな工区として起こすべきだと思うんです。でないと、今のは配置技術者から何かからしっかりそこで取られるわけでしょう。次の計画を業者は組んでいると思うんです。そこでまた延長なんて出てきた日にはいけないし、本来、その工区はその工区で考えるべきだと思うんです。新たに必要性が出てきたら。そこらは基本的な考え方を通達されているかどうかかわからないけど、現実はそのような現実にはない部分があるということと、基本的な考え方と言われた次長の考え方が本当に基本的なら、そういうものを通達すべきです。実際そうじゃないと思うんです。30万入ったからこれをどうやっていこうかというようなことで、安易にここでやっていると思うんです。それに優先されるものはないのかどうかということまでやってないと思うんです。これは要望にとめておきます。

○宮原委員長 要望ということでもありますから、ほかにございませんか。

先ほど自然環境課の満行委員への答弁は後ほどということでしたが、答えが出ますか。

○飯干自然環境課長 山火事関係の広報関係ですけど、当初の予算を110万円つくっております。今回、157万5,000円ということになります。

す。

○長友委員 31ページの県行造林造成事業の建設事業費、森林農地整備センターというのは法人ですか、説明をしてください。

○徳永森林整備課長 旧緑資源機構のことです。

○野辺委員 林道整備の森林保全林道整備事業と交付金事業、同じ県営事業ですけど、内容はどんなに違うんですか。

○徳永森林整備課長 事業としての中身は一緒なんですけど、29ページをごらんいただきまして、森林保全林道整備事業は林道を開設していく事業です。中ほどにありますように、2の森林基幹道開設事業これは補助率が5割でありまして、道交付金につきましては59%国庫補助があるということ、今回、国費の増額があったものですから、保全林道整備事業から道整備交付金、59%の高いほうの事業に乗りかえて県で実施するということになったもので、中身としては一緒です。やることは一緒だということです。

○野辺委員 中身が一緒なら、今言われたように県の持ち出しが10%ぐらい低くなりますよね。だから、来年度予算なんかについてはこちらのほうを大きく取り組んでいくということ、交付金事業のほうを活用していくということになると、県費持ち出しが大分下がるから、そういう方向に取り組まれる必要があるんじゃないかなと思ったから、ちょっと聞いてみたんです。そういう方向でひとつ。

○徳永森林整備課長 国庫補助率の高いほうで実施させていただくと非常に県としてもありがたいんですが、国としての枠がありまして、その中で宮崎県にこれだけという、枠の中で事業ごとに動くということになっております。

○蓬原委員 25ページのボランティアということに関して、植栽だとか下刈りだとかいろんなボランティアがあるわけですが、ボランティアというのは自発性、無償奉仕ですよ。その場合、植林だとか下刈りだとか、ボランティアはどのような形態で行われているんですか。県とのかかわり。

○飯干自然環境課長 県内にはボランティア団体が約91団体ございまして、会員が5万4,000人登録されております。ボランティア活動を実施する場合には、県はボランティア保険を助成しております。

○蓬原委員 その場合に、県には担当部局があるわけですか。担当部局があつて、今度はこの山を下刈りしますよと……。

○飯干自然環境課長 ボランティア活動は、県北から県央、県南さまざまな地区で行われてございます。総集計は自然環境課のほうで最終的には取りまとめますけど、各農林振興局単位と市町村で連携をとって仕組んでおります。

○蓬原委員 イメージをしているところなんですけど、振興局単位で市町村と連携しながらされますよね。91ある団体から、しかるべき何々の日にボランティアをしたいという申し入れがあるのか、あるいはあそこをやりたいとか、対象地域とか、どういうふうなかかわりになるんですか。

○飯干自然環境課長 場所の選定は、ボランティアのほうから積極的にあそこをやりたいというものではございませんで、新聞広告とか県の広報とか市町村の広報、そういうのに参加いただく方で集まっていただいております。

○蓬原委員 要するに、場所、日にちの設定等々は行政のほうが提供して、しかるべきここにありますよ、ボランティアされる方はどうぞと

いうやり方で、県が主導してやっているということですね。

○飯干自然環境課長 県が主導ではないんですけど、フィールドの提供は市町村有林を対象にしておりますので、市町村との連携が密になります。

○蓬原委員 具体的にボランティアが行われることになりました。そのときに県の職員の皆さんというのはどういう対応をされているんですか。たとえそれが市町村有林であったにしても。

○飯干自然環境課長 もちろん私たちもボランティアという立場で参加しております。

○蓬原委員 県の環境森林部の皆さんは、県内で行われるボランティアに対してどの程度出席されているのか、核心はそこなんです。県民にボランティアを喚起はしながらも、宮崎県の森林づくりに携わっておられる政策の中核におられる県職の皆さんが、どの程度ボランティアとして行かれているのかなと、そのところを聞きたかったんですけど、そのあたりの出勤率というか参加率というのは、県の職員の皆さん、特に環境森林部の森林育成に携わっておられる職員の皆さんのボランティアに対する参加率というのはどんなものですか。

○飯干自然環境課長 具体的には数字までつかんでございません。

○蓬原委員 我々一般県民から見ますと、山もなかなか守れない、放置林もふえるという中で、ボランティアの方に大いに活動していただいて山を守ろうという機運ですよ。それはそれでいいことだと思うんですが、であるならば率先垂範、県の中核におられる森林づくりの県職の皆さんは行かれるのが筋であろう。あくまでも自発的なものでしょうが。であるならば、

担当のところではどの程度の出動率かぐらいはつかまえて、率先垂範ですから、願わくば、みんなで出ようねというぐらいのお声かけはやっていただきたいものだなと思いますので、要望申し上げておきたいと思います。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂口委員 20億だったかな、県はボランティアのための基金を持ってますよね。県民のボランティアの質の向上なりそういったものを普及していくためということで、その果実を運用しているんでしょうけど、そこから出るものとか、ボランティアに係る事業は各部各課いろいろなものを持ってますよね。そんなものの中で、まずボランティアとしてどれを優先すべきかというのがあって、ここに残るべきだと思うんです。自然環境課が持っている。そういった議論を経た中で、ここで30万浮いたら、30万をこの中に戻して次のオミットになったものと。一つはボランティアという中で考えられるんじゃないかということで、先ほどの次長の発言は、僕は決して基本的な考え方、統一された考え方じゃないと思うんですよ。そういうものを持っていてやっている中で、やっぱりこれは安易にやられたとしか思えないんですけど、部長、本当にそういう基本的な考え方で、予算というものは全体を見ながら優先性を持ってやっているということではないですか。例えば、予算を編成する前に30万の寄附行為があったとしたら、その寄附行為も含めて320万で組んだ可能性というのは十分あるんじゃないですか。それがあつたとき350万になっていましたか。僕はそこを言っているんですよ。

○高柳環境森林部長 確かに予算というのは厳しい査定と限られた財源の中で編成されていく

ものでございますので、今、坂口委員がおっしゃいましたとおり、基本的には、そういう議論を詰めて全体的に見て、どこが必要か、どこが緊急性があるのかというふうにやるべきだとは考えております。ただ、そこがどこまで徹底されていたのか。今回の30万についても、確かに寄附者の方の意向はそういうことがありましたけれども、そこがどこまでこれを補正する段階で議論されていたかというのは、申しわけございませんが、そこまで徹底されていたかどうかは、詳細に承知しておりませんでしたのでお答えできませんでしたが、予算というのは、それなりの過程を経て議会に承認を唯一いただいているものですので、基本的にはそういう姿勢で行くべきだというふうに考えております。ただ、どこまで徹底されていたかということについては、個々のところまでは今ここで明確にお答えできませんので、今後そういう基本的な考え方は徹底をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○坂口委員 先ほど、それが基本的な考え方で、そういうことを基本にやってきていると言われたけど、恐らくその30万は安易に検討なしで、ぼんとそこで30万あるから何か次のボランティア1つ組もうかということでやられたんじゃないかなという気がするんです。

くどくなりますけど、重箱の隅をつつくような。例えばこれが3,000万の寄附行為だったときはどうかな、3,000万のボランティア組んだかな。もう一つは、ヒアリング前に30万の寄附行為があつたら、それは一般財源の中に入れて出てこなかったわけですよ。いろんな議論を経て、推進費というんでしょうか普及費というんでしょうか、これが320万で決まっています、その後の行為はないわけですよ、日にち

の問題ですよ。そういうことを言っているんです。30万本当にボランティアに使うべきかな、それとも——環境森林課なら環境森林課内でもいいです。県単あたりで漏れて急ぎたいのがあったんじゃないかなということぐらいはせめてやられたのかどうかだけど、これはこのことに対しての寄附だからとぼんとやられたんじゃないのか。それで必要となったとき初めて——その人の意思は尊重せにやならんです。それはそれで30万の事業を組んで、その分30万を減額補正をやるべきだということを行っているんです。そこまでシビアにしないと、今、行政はお金がありませんということで、県民のニーズにこたえ切っていない部分が極めて多い、そこまで考えたときに慎重性を要するのではないかということを行ったわけです。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ほかにないようですので、次に、その他の報告事項についての質疑がありますが、先ほど5項目について説明を受けましたので、この部分についての質疑を受けたいと思います。

○松田委員 6ページ、エコクリーンプラザみやざき問題について1点お伺いいたします。外部調査委員会の取組状況、①、②で項目を分けていただいております。①のアでは、浸出水調整池の機能回復、機能に関する部分で10月には委員会としての見解が示される予定となっております。②のほう、一番県民の関心の高い部分でもあります参考人聴取、事情聴取の部分、こちらのほうの中間報告的なもの、この報告書の中では最終報告書の中でというふうにならうとありますので、10月とか中間報告がないのかなと思われるんですが、その部分はいかがなっているのかお教えいただきたいと思います。

○大坪施設調査対策監 ②の部分、原因の調査

・究明に関しまして、現在、外部調査委員会で中間報告をするという議論はまだされておられません。したがって、現段階では最終報告の中でまとめていくということだけでございます。

○松田委員 スピーディーな報告をということで、県民も情報の公開を求めているんですが、なぜこの部分、中間報告がないのか。この部分で「再度聴取を行うこともあり」とうたっているんで、これ以上突っ込んだことがなされなくちゃいけないだろうなということは憶測がされるんですが、それならそうとして、一番大事な核の部分ですから、この部分がこうだから、まだ最終報告までは報告を待つてほしい等々の中間の報告がないものか、再度お尋ねいたします。

○大坪施設調査対策監 きょう御説明しましたように、7月の段階で全員から事実申立書という書面を出していただきまして、8月から9月にかけて事実聴取を行ってきました。その中でいろんな論点が出てまいっております。したがって、その論点を整理して、主張を整理して、そして外部調査委員会として十分調査検討をした中での判断ということになってまいろうかと考えています。

現段階は、第1回目の事実聴取がやっと済んだという段階でございますので、報告書をどんなふうなスケジュールでまとめるとか、そういうところの議論までは至っていないということでございます。

○松田委員 最終的な議論が至っていない部分なんですが、例えば、今、聴取した中で、新たな観点がでたとか、新たな事実が発覚したというようなことはございませんか。

○大坪施設調査対策監 いろんな論点がござい

ます。したがって、具体的には、新たな資料が出てきたとか、新たな問題点について、委員がこういった問題点はもっと十分に議論すべきだというふうにお考えになっているような部分というのは確かにございます。そういったものを含めて全体的に検討していくということになります。

○**松田委員** 今おっしゃったように、新たな資料なりコメントなりが出てきた、新しく解明についての進展の要素が出てきた、それはここで効果が上がったというふうに理解してよろしいわけですね。

○**大坪施設調査対策監** 効果とおっしゃいますと、外部調査委員会の調査の効果という御指摘でしょうか。

○**松田委員** はい。今回、事情聴取を行ったことによって新たに効果が出た、進展があったというふうにとらえてよろしいわけでしょうか。

○**大坪施設調査対策監** 事実聴取に際しましては、委員長のほうから「率直な事実を申し述べてください」ということでお願いをしまして、私ども事務局としてすべての事実聴取に同席いたしましたけれども、それぞれの対象者の方々は、知っていらっしゃることを率直におっしゃっていただいているというふうに思っております。したがって、外部調査委員会として今一生懸命事実聴取をやっていますけれども、それは十分に所期の目的を果たしつつあるというふうに考えております。

○**松田委員** 最終報告ということで伺いましたが、なるべく早く、中間でも結構ですので、県民に、こういう状態で今、事情聴取まで新たな調査のほうが進んでいるということをお示しできる場をつくっていただきたい、このように要望しておきます。以上です。

○**外山委員** 今のエコクリーンについてちょっとお尋ねしたいんですが、問題が発生して大分日にちがたっていますね。そして今、外部調査委員会が調査をしているということで、その後、ここの稼働については何ら問題は出てきていないんですか。

○**大坪施設調査対策監** ごみを搬入して焼却をしたりするごみ処理の部分については支障は出ていないというふうに思っております。ただ、中間でも御説明しましたけれども、浸出水の処理システムの問題がございまして、これにつきましては、場内ですべて処理することができなくなっていますので、その中の一部について市の下水道のほうに搬出しているという実態がございまして。

○**外山委員** 浸出水の塩化物イオン濃度が非常に高くなったということですね。しかし、ここはビニールシートを上にかぶせて、そこに雨水等が通らないような形にしていますね。このイオン濃度はどうなんですか、今。やっぱり高いんですか。

○**大坪施設調査対策監** イオン濃度に関しましては、当初の計画では3,000ppmを想定していたんですけれども、実態としまして、6月、7月のデータですけれども、6,900～8,700ppmという状況になっていますので、当初計画していた数値の2倍から3倍程度の状況になっているということでございます。

○**外山委員** 下がらないというのは、何で下がらないんですか。

○**大坪施設調査対策監** まさにその原因を、今回、外部調査委員会のほうで調査しているところなんですけれども、一般的に考えられるものとして、一点は、平成17年の台風13号で大量のごみが発生をしまして、それを焼却した

ということが一因ではないか。さらには、当初は、プラスチックごみに関しまして、焼却ではなくて、一部は埋め立てるという計画だったんですけれども、市町村の要望がありまして、16年の1月ですから操業する前からですけれども、プラスチックごみに関しては可燃物処理ということになりましたので、そういうことが原因となっているんじゃないかとか、いろんなことが想定されますので、そこ辺がどんなふうの原因の中で構成されるのかということ十分に調査をして、今回の対策・検討に反映させたいということでございます。

○外山委員 濃度が上がらないように、とりあえずは埋め立てたところにビニールを敷きましたよね。だから、私はこれを敷くことによって下がってきたのかと思ったけど、全然そういうことじゃないということは、ほかに原因があるということ想定されるということですか。

○大坪施設調査対策監 その他の原因も含めて現在調査しております。ただ、ビニールシートを敷いたということは、当然、降ってきた雨等をそこには浸出させないという措置でございますので、今回、調整池が破損している中で、第3水槽の1万3,000トン分しか貯留できないという状況がございますので、その中で円滑に運営させるために、第一義的にビニールシートを敷いているというふうに理解をいたしております。

○長友委員 浸出水調整池の機能回復の件ですけど、外部委員会が今、土木研究所等も入れて協議をしておられるということですか。大事なことは、これだけのことをして、また何らかの欠陥が生じてくるということになれば、住民の不信というのはさらに募ると思うんです。そういう意味では早期の工事が求められますけれど

も、できるだけ万全に近いようなものをもってもらわなくちゃいけない、こういうことでお願いしたいと思います。

外部委員会の調査状況と県の技術者との打ち合わせとかはどういうふうになっているんでしょうか。任せっ切りで、そこが出した結論に従って工事をやっていくということになるのかどうか。

○大坪施設調査対策監 外部調査委員会がこの工法について検討していますのは、先生方だけで検討するということではございません。当然、県の職員、そして公社の職員、それからコンサルも一緒になって、外部調査委員会の先生方と工法について検討しているということでございます。外部調査委員会のほうから10月中にその工法についての見解が示されるようにということで、現在、作業を進めているわけですが、それを受けましたら速やかに県議会、関係市町村、地元住民の方に御説明をしまして、工法について御了解が得られれば、公社のほうの理事会を開いて、公社のほうでどういう工法であるかということ最終的に決定していくと、そんなふうな流れになるかというふうに理解しております。

○長友委員 もう一点は、地元や関係市町村への対応、その中で地域振興事業の推進ということですが、当時、地域振興の対策費というのが県のほうで組まれたと思うんです。これの進捗状況は今どうなっているんでしょうか。どれぐらい今まで使われているのか。

○大坪施設調査対策監 地域振興事業につきましては、県費で15億基金を造成しているというふうに理解をしております。市町村で地域の振興のために事業をする場合には、その2分の1を補助していくと、そういうシステムで運用

されているということでございます。はっきりした数字は覚えていませんけれども、半分ぐらいまだ残っているやに聞いております。

○長友委員 この前も知事が出席された地元説明会の中で上がってきた問題というのは、そのときにそれぞれ地域振興について県とか市町村に対して要望が上がったと思うんです。それがなかなか進捗をしていないんじゃないかというようなことで、地元としてはそのあたりについても、どうなっているんだという疑問があると、こういうことで進めてもらいたいということであったと思います。そのときの意見はですね。したがって、安全性を担保していただくということと、また、大変な迷惑施設を受け入れるということで苦渋の選択をするわけだから、地域振興等については住民の要望にかなったものをきちんとしていただきたいと、こういうことで協定等も結ばれていっていると思います。どれくらい県のほうとしても関係各部署で話し合いを行っておられるのかどうか、その辺はどういうふうにチェックされているか、どこが地域振興の進捗状況等もきちんとして管理しているのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○大坪施設調査対策監 先ほど15億の基金の中で半分ぐらい残っているんじゃないかと理解していると申しましたが、正確には6億8,000万円残っている状況でございます。

それから、地域振興事業につきましてですけれども、具体的な例で申しますと、去る7月30日に宮崎北地区の方々の集まりがございまして、そこで道路整備についての進捗状況等について御説明をし、また、地元のほうからも、もっと頑張ってくれというふうな御要望があったところでございます。そういうことに関しましてはすぐに県土整備部のほうに話をし

まして、未着工の部分を今後どんなふうに進めていくのかということに関して大至急検討をやってもらっているところでございます。したがって、全体的なハンドリングは当然環境森林部、我々のほうでやっていきながら、関係する事業についてそれぞれ関係部局と調整を進めていくということで進めているところでございます。

○長友委員 当時の3市町、地域振興事業等に対する要望等も重なっていたと思います。中から一部、佐土原町のほうから、振興事業費の使い道について市議会等でいろんな議論があったと聞いておりますけれども、できるだけその辺の調整をしっかりと図っていただいて、所期の目的が達成されるように、ぜひとも環境森林部のほうで配慮をお願いしたい。これは要望として申し上げておきたいと思います。

○蓬原委員 これを見てまして、8月から稼働されております。原料が一番使われているのはどこから収集されているのか。現状をお知らせください。

○楠原山村・木材振興課長 8月に竣工しておりますけど、日向地区を中心としました周囲の製材工場のパークが現在主であります。

○蓬原委員 右のほうに、関連する県の取り組みということで、林地残材、また左のほうは流木という言葉も出てくるわけですけど、流木を使っていただく、あるいは林地残材を集めてやっていただくというのは非常にいいことだろうと思うんです。しかしながら、自社トラックによる収集というふうになってはいますが、ここが一番会社にとってはコストのかかる場所だろうというふうに思うわけですね。だから、ここがうまく解決されないと、流木だとか林地残材を集めてということにはならないのかなとい

うふうに思います。ただ、山のほうからすると、林地残材、あるいはいろいろ問題になりましたが、台風等の流木ですよね。ここにこういう効果があるのであれば、炭酸ガスを減らすということもありますけれども、山を守るとか環境を保全するという意味での効果というのが期待されるわけですが、このあたりの見通しというのは、今調査中ということですが、どういう見通しなんでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 今、委員がおっしゃいましたように、ペレット、これは現在、石炭混焼用に使うことにしていますが、どうしても価格が石炭よりか安くないといかんという条件があります。そうしますとどうしてもバークといった安い原料ということになっていきますが、我々としては、今、委員がおっしゃいましたように、放置されている林地残材をいかに利用してもらおうかということが、林家の所得の還元につながると思っています。ただ現状では、散らばっている材を集めて運搬するコストが5,000、7,000というような状況ですので、例えば、伐採時にペレット工場にも持っていくような木質部分も一緒に集めて持っていく仕組みはできないかとか、そういったことを地域の森林組合の皆さんや森林所有者の皆さんと今検討を始めて、少しでも林地残材が何とかして使えないかということをやっていきたいと思っております。

○蓬原委員 これからいろいろ研究ということですね。

一つだけ。この前、この視察に行ったときにお尋ねしたんですが、石炭と一緒に燃やすのは温度が非常に高いから問題ないと思うんですが、例えば農業用ハウス加温機、ボイラー、あるいは家庭用のペレットを使った暖房機、こう

いうのもあると聞きましたが、ダイオキシンですよね、基本的に燃やすなということをやってきましたよね。生活の身近なところで燃やすようになったときに、ダイオキシンというのは発生しないのか質問したら、非常にフアジーで回答がそのときなかったんです。どうなんですか。これがもしダイオキシンが出ないということであれば、普通のまきストーブをどんどん使ってもいいわけだし、今まで規制してきたものは何だったのかなということになるわけですが、ダイオキシンの発生はどうなんですか。そういう研究されているんですか。

○楠原山村・木材振興課長 当然自然界にダイオキシンはありますので、全くゼロかというのはわからないんですが、ただ、今聞いていますのは、建築廃材こういったものは今のところなるべく使わないと言っております。建築廃材については、塗料とか防腐剤が含まれている可能性が非常に高いですから、今のところはそういうのがゼロに近い林地残材とか製材工場のバークを使うと聞いております。ただ、今幾らダイオキシンが出ているのかは把握しておりません。

○蓬原委員 既に稼働しているわけですからブレーキかけるわけじゃないんですが、一応データとしては——専門家はあっちにいらっしゃいますけど、私は専門ではないのでよくわかりませんが、この発生量はちゃんとデータとしてはとっておく必要があるんじゃないかと思っておりますので、要望しておきたいと思っております。後で問題にならないように。

○長友委員 参考のためにお聞きしたいと思うんですが、県産材もたくさん産出されております。耳川流域を中心にこの工場はできたと思うんですがけれども、県内そのほかにもたくさん

廃材が出ると思うんです。これを見たときに、まだこういう工場が誘致される可能性があるのかどうか。

もう一つは、農業サイドになろうかと思いませんけれども、ハウス、温室への将来への広がり方といいますか、これはどういうふうに皆さん方は推測をされているか、参考程度にお尋ねしたいと思います。

○楠原山村・木材振興課長 工場の設置につきましてですけど、現在、全国には47カ所ほど工場がありますが、それらはほとんど小さいところですので、2万5,000トンの能力を持っているというのは、今現在、宮崎と大分の2カ所であります。三菱商事さんが一生懸命取り組んでおられますが、会社によりますと、九州にもう1カ所ぐらいはつくりたいということはおっしゃっています。原料とか問題ありますけれども、どうしても需要先、今回の件は旭化成さんという非常に大口の需要先がありましたのでこういうことになっていったんだと思います。そういう意味では、需要がどれだけ伸びるか、例えば電力会社がやるとか、そういった可能性が出てくれば、また可能性があるんだらうと思いません。

ハウスにつきましては、経済連が主体になりまして、18年度、19年度、キュウリとピーマンで木質ペレットを使いました実証実験をしております。ただネックは、1反から1反5畝ぐらいの田畑で、加温機が従来のA重油では110万前後ですけれども、ペレットは現在390万前後と聞いておまして、燃料代だけで比べますと、現在のA重油が120円ですと十分ペイするんですけれども、あとは加温機の改良次第だと思っています。ただ、経済連では、ことし数台

ぜひ入れたいというようなことを聞いておまして、そういうことで門川町の工場でも急遽ホワイトペレットのラインをつくったという事情があります。そういうことで、重油の価格にもよりますけれども、広がる可能性はある程度あるんじゃないかと思っております。

○長友委員 恐らく石油の燃料というのは高どまりしていくだろうということが推測されますし、低炭素社会に向かって突き進んでいくわけですから、できるだけ安い加温機が普及して使えるようになれば、本県にとってはまたおもしろいんじゃないかと思えます。そういう方向の研究、加温機はどこにあるんでしょうか、メーカーでしようけれども。

○楠原山村・木材振興課長 現在、南九州で一番普及しているのはネポンさんという会社でございます。特に実証実験をやった加温機についてはネポンさんが改良を進められているというふうに聞いております。

○野辺委員 ペレットの生産工場を見に行ったことがあるんですが、その原料は基本的に広葉樹だったと思うんです。本県の場合は杉材が主になると思いますが、ハウス用とかに使う場合、カロリーが不足するという問題は別段ないんでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 どうしても木材は密度によっていろいろ違ってきますので、杉は御存じのように軽い、その分密度が小さいわけですが、最終的にはペレット状にしますので、このペレットで4,200カロリーぐらい、重油が約9,400カロリーですので、約半分ぐらいのエネルギーとなっております。ですから、当然その分、量はたくさん使うということになります。

○野辺委員 量をたくさん使うということは、

他県の広葉樹なんかのペレットより値段が当然かかってくるということになるのでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 今、ペレットの価格は国内かなりばらつきがありまして、一般的に出回っているのはキログラム当たり20数円から50円と言われていています。門川の分は旭化成に納入される関係で、何とか20円前後ではしたいと、工場渡しですけれども。まだつくっている工場が非常に少ないのと、価格が非常にばらばら。あとは輸送コストであります。今、実証実験に使ったのも一部岡山からとかありますけれども、輸送コストの関係になってくるんだろうと思います。

○野辺委員 結局、強力に圧縮すれば密度が一緒になってくると思うんですが、広葉樹なんかと比べて、ペレタイザーというんですか、特別圧縮を加える工法をとっているということはないわけでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 広葉樹と針葉樹の違いは詳しくないんですが、木質ペレットとバークでは、どうしてもバークのほうが灰分が多いという問題があるとされておりまして、熱量はそんなに変わらないと聞いております。

○坂口委員 問題は、有利、不利の分岐点を重油を幾らぐらいに想定してやっているのかというところなんです。旭化成あたりは、今、消費者の目が違ってきて、環境への配慮ということで、消費者がそこに付加価値を見てくれるということになったけど、農産物はまだそうじゃないと思うんです。そうすると当然、重油がリッター何ぼまでのときはペレットが合うよ。しかし、それを切ったら合わないよという分岐点があるんじゃないかなという気がするんです。

ウッドエナジーですか、ああいうことで当初鳴り物入りでやっても、需要がなくなればそこ

でどうなるのかということと、特にホワイトペレットの分ですよ。ここは旭化成の工業用を対象に、それが大方の取引先としてやってホワイトペレットだけになれば、バークとホワイトと分別せずして一緒くたにやるところあたりは、それに合った消費先で計画するでしょうけど、ここはあくまでも旭化成なり工業用のを想定したものの中で、ホワイトペレットがそれだけ消費が続くかという心配。その消費を続けるためには、そこへ持ち込む人たち、それこそ素材業者からいろんな人たちの経営形態の中に、ホワイトペレット用の材料を納付するというものが経営の中で一つ設計されますよね。それがまた外さなきゃならん時期がくるということで、その見通しはどんななんですか。分岐点は。

○楠原山村・木材振興課長 旭化成のほうにはバークペレットを出すようにしています。農業用ハウスの場合は、灰分の取り出しの手間とかを考えると、どうしてもホワイトペレットということで、ホワイトペレットで農業用は考えておられるようです。採算性は、18年、19年でしたときは、重油が110円の時だったら、ペレットが55～56円でしたら何とか採算とれるんじゃないかというようなのは出ております。一番は安定的に供給されないと困るということになっていくと思います。

○坂口委員 その逆を聞いたので、重油がどれぐらいまでだったらペレットの利用があるのか。重油が70円なり80円になったときにペレットでいけるのか。

それから、ペレットが宮崎の農家だけが使うようになったときに、それも限られたところだけ、それでもペレットで行こうというところだけになったときに、ペレット工場のほうはあえてホ

ホワイトペレットを生産してくれるものかどうかとか、いろんなところに影響が出ますよね。そのかぎを握っているのは重油価格だと思うんです。その重油価格をリッター何円ぐらいで予定して立ち上げられた事業なのかということなんです。副産物としてのホワイトペレットで、だから農家にとこのじゃ、農家も迷惑だし、そこに材料を持ち込む木材関連業者も迷惑だと思うんです。旭化成だけのこの部分があれば採算がいけるよということでパークペレットのほうだけでやっていて、副産物としてホワイトをやっていて、まだここにありましたよ、だから農家もどうぞというんじゃ、もうやめましたよというときが来たら迷惑だということなんです。だから、この場合は重油価格が幾らまでということをはっきりと検証させとかなないと、ほかに迷惑をこうむるときが来ますよということなんです。分岐点を幾らぐらいで考えておられるのか。

○楠原山村・木材振興課長 会社から直接は聞いていないんですが、当初はパークペレットだけの計画だったんですけれども、工場を立ち上げようという段階で、この話を聞いて、ぜひ加温機なんかにはしたいという要望が非常に多かったんで、今回、小さいラインですけど、ホワイトペレットを追加したというふうに聞いています。採算ラインをどこまで見ておられるか、そこまで聞いていないところであります。

○宮原委員長 間もなく12時になりますので、これが終わった後、その他がありますが、まだ皆さんから大分あるようであれば次に送りますが、いかがなものですか。このまま続けて終わる状況でいいですか。

○坂口委員 まだほかにある。

○宮原委員長 ありますか。では、坂口委員か

らの発言ということで、次の段階からでよろしいですか。

○坂口委員 今の答弁、昼から答弁をもらえばいいけど、補助金出してるんですよ。だから、そこらも把握せずに安易にラインに補助金出しちゃいかんと思うんです。ずっと宮崎の農家の経営に資するよというのと環境に資するよという両方を見据えてからじゃないと出すべきじゃないと思うんです。だから、少なくともその分岐点については、申請者、企業側に、一体幾らまでなら成り立つの、責任持ってやってくれるのというのは把握しておかんといかんと思うんですけど、昼からでいいです。

○宮原委員長 答弁を昼からもらうところからスタートしたいと思います。

1時まで暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時2分再開

○宮原委員長 それでは、再開をさせていただきます。

坂口委員の質問に対しての答弁からということになりますので、よろしくお願ひします。

○楠原山村・木材振興課長 先ほどの門川町にできました木質ペレット工場ですけれども、当初、これはあくまでも旭化成との前提があつて、パークペレットを1万5,000トンほどつくって、計画の段階では2万円前後で価格を設定して石炭と勝負できる価格にしたいと、これは内部の資料であります。会社のほうとしましても、価格は特にひとり歩きしてしまうと困るので、現在ではまだ、製造コストを十分検証して価格は決めていくというふうになっております。ただ、農業等へのホワイトペレットにつきましても、急遽、地域への貢献ということもあ

りまして、ホワイトペレットも増設ということになっておりますが、具体的な採算性は設定されておられませんけれども、昨年実証した中では、ペレットを27円前後とした場合、重油で85～86円でとんとんというような設定を1つのモデルとして行っております。以上であります。

○坂口委員 補助金を出すからには、それが持続できる見通しが必要というのと、しかも農家の経営を左右する部分への事業の介入ということになりますよね。どこが欠けても成り立たないということになるから、ここらには一番大切なところだと思うんです。仮にこれで供給できればとかいうようなのじゃちょっと甘い。これで供給できますよというところがあって初めて持続が可能となって、初めて補助金を出すべきだし、また農業団体なり現場なり、あるいは他の分野なりと連携とっていかんと、ちょっと考え方、慎重性を欠いているような気がするものですから。これは要望だけです。

○楠原山村・木材振興課長 ちょっと説明不足だったんですけども、この工場、実は農林水産省の直接の事業でありまして、農水省から市町村に直接行って、そのままそっくり企業に行っているという事業であります。

○松田委員 同じく木質ペレット関連でお伺いたします。今、御答弁にありましたように、国の事業としてフォレストエナジーが設置されたら、半分の補助金ということでしたが、関連する県の取り組みで、普及のためにシンポジウムですとかシステムの検討等々が上げてありますが、こちらの費用はどれぐらい今かかっておりますでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 シンポジウムが26万円、林地残材のシステムの検討が98万円です。

○松田委員 こういった木質ペレットに関する普及啓発、あるいは調査とか、こういうものに対する予算というのは、今後も続けていかれる御予定でございましょうか。

○楠原山村・木材振興課長 せっかくこういう工場ができましたので、山に放置されている木材が使われて、少しでも山村地域に所得が還元されてほしいと。一番の課題は収集コストなものですから、放置されている残材が利用されて所得に還元できるように、何とか地域ぐるみでできないかといったことで、ぜひやっていきたいと担当課としては考えているところです。

○松田委員 先ほど坂口委員の御指摘にもありましたように、木質ペレット工場の命運を分けるのは、燃油の動向と企業の動向、この2つのポイントだというのがありましたが、利用者として県がこの木質ペレットを使うおつもりはないのか。よく私もいろんな方から聞かれるんですが、民間用の木質ペレットストーブがありますよね。それをたしか岩手県内でも町が取り入れた事例がありましたが、宮崎県でも県民室あたりに設置して、これを実際県民の目に触れるところ、そういう普及を考えることはできないのかお尋ねしたいと思います。

○楠原山村・木材振興課長 今、委員がおっしゃいましたように、東北の方では、特に岩手県の方で県を挙げて家庭用ストーブにペレットを普及しております。これは一つは、岩手は鉄の産地で、鉄をもっと使おうということからストーブを開発したという経緯があると聞いています。もう一つは暖房の期間が長いと。ただ、宮崎になりますとストーブはなかなか難しいのかなと思います。そういう意味では、一つにはハウス園芸、あとは公共施設の温泉とかですね。ただ、そういうときも従来のやつをつくり

かえなきゃいけないということがありますので、前のボイラーが古くなって作りかえるタイミング、マッチングすれば可能性があるんじゃないかということで、そういう意味で、市町村の皆さんにもこういった木質ペレットのエネルギー利用があるよといったことでの普及を行っているということでもあります。

○松田委員 門川あたりで、町営温泉のボイラーのつけかえのときに木質ペレットを導入したものを考案というようなことを伺っておりますけれども、やはり環境立県を推進している以上は、県庁内あるいは出先機関で1つは木質ペレットのストーブが実際燃えている光景を県民の目に触れる機会をつくっていただけたらと思います。以上、要望で終わらせていただきます。

○坂口委員 二つほど。一つはスライド製の運用、これは設計単価より2%高い実勢相場になっていたときは1%を見ますよということですよ。実際、工事をやるときに、工期が6カ月なり10カ月になりますよね。工期終了期日の2カ月以内までが適用期間ですよ。半年の工事となると、契約をして着工してから4カ月までですよ。大体材料費は工事予定の中の3割ぐらいじゃないですか。工事の進捗率からいったら、二次製品なんかを使うときは工期の下半期に大方が集中するんじゃないかというのが一つあるんです。そこらが矛盾しないか。実際、値上がり部分のものをそこに使おうとするときの工期が既に完成期日というか、引き渡しの2カ月以内だったらそれは適用されないというところの矛盾性。それから、これは申請主義になるのか、乙が甲に申請して協議していったらなるほどとなったときにやるのかというところで、それは権利の放棄と考えればいいんでしょ

うけど、そこらのところが一つと。

やっても、あと2カ月分は対象にならないで、それまでにやってきた、特に骨材関係とか材料関係だったら、例えば、1億で10カ月ぐらいの工事だったとしたら、残り2カ月部分が見てもらえないとなると、3,500万ぐらいが資材費関係、その中の半分ぐらいが完成間際に二次製品をやっていくとか、吹きつけをやっていくとか、打設をやるようになったときは、2,000万ぐらいが対象でしかないわけですよ。2%上がったときに2,000万としても40万ですか。40万から1%引いたら20万でしかないんですよ。1億の工事で20万ぐらい。それに協議をやってああだこうだああだこうだやって書類をつくって、果たしてこれ業者が申請するかなと思うんです。どんなですか、これは絵にかいたもちに終わらないですか。

○徳永森林整備課長 委員のおっしゃるとおり、2カ月前といいますのは、2カ月前に申請をしていただきまして、いろいろ審査するのに2カ月かかるんですが、その2カ月の間に使った製品についても設計変更の中で入れるということになります。最終設計変更しますので、それはカバーできるようになっております。

先ほど言いました金額の話につきましては、実際に10万か20万なら出すのはいいかなというのは、現実に起こっているかなという感じはしております。今の段階では、件数としまして環境森林部がゼロ、農政水産部がゼロ、県土整備部が4件、これは橋梁工事、鋼材を中心とした製品が4件になっております。金額的にはなかなか上がりづらいという状況にあります。されど、今、県北地域を中心に生コンが16%ほど上がっておりますので、例えば治山堰堤の大きな堰堤を1本入れるということになれば、恐らく

対象の工事が生まれてくるんじゃないかというふうには感じております。これを拡大することによって拾う部分はある程度出てくるんじゃないかというふうには考えております。

○坂口委員 もう一つは、設計変更の対象となり得るか、なり得ないかなんですけど、実勢単価調査というのを割と頻度を高めてやっておられますよね。前は年に何回かだったんですけど、今、毎月か2カ月に一遍かに頻度を高められた。そこで、実勢相場なり実勢単価というものが出ますよね。その単価が1%超した場合は設計変更対象にはできないんですか。直近の単価を単価とすることとか、地域単価を単価とすることとか、共通単価とか、設計の基準の中にいろいろありますよね。設計の中で単価を拾う単価の拾い方。市場単価が変わっていれば、生コンなんかは特にエリア制ですよね。それはスライド制じゃなくて設計変更で対応できるんじゃないんですか。そこは限界があるんですか。

○徳永森林整備課長 単価自体は、原則論で申しますが、一契約一単価、例えば生コンであれば、4月に契約すれば4月単価で終わる、1年かかれば次までやるというのが原則です。それを今度スライドによって変えるということですので、例えば生コン、県北で今、1万1,000円ぐらいのやつが1万3,000円ぐらいになっていますので、4月に契約したものについても、1万3,000円で納入しておれば、その数量は見てやりましょうということになりますので、単価が生コンの単価でいろいろ出てくるという形になると考えております。

○坂口委員 結局、単価は設計時点、直近単価では発注の3カ月単価ぐらいになるんですけど、その単価は共通単価になっていって、設

計変更の対象にはならないということなんですか。スライド対象にはなっても。

○徳永森林整備課長 地域単価自体は変更はございません。

○坂口委員 例えば、生コンが地域単価を何ぼで、1万2,000円なら1万2,000円、1万1,000円なら1万1,000円の単価で設計書に入っているじゃないですか。それは3カ月以内ぐらいの物価調査でやったのが入っていると思うんですけど、工事をしていく中で実勢が1万2,000円が1万3,000円に上がっていたり、1万4,000円に上がったとき、1万4,000円を今後の工程の中で生コンを打設していくとしたら、そのときの物価調査をやった単価を設計変更にはできないんですか。これは制度上の限界があるんですかということですか。

○徳永森林整備課長 このスライドは、1%を超えない普通の設計変更の場合は、設計変更の対象になりません。

○坂口委員 1%とかパーセントに関係なく、とにかく単価が変わっていると、その設計書をつくったときの調査では立米1万1,000円しかしなかったものが、契約をした後、施工計画を組みますよね。その施工計画どおりやっていると、いざ生コン打設するとなったときには1万3,000円ぐらいに上がっていたですよというときは、社会情勢の変化、あるいは現場条件の変化ということでの設計単価変更は限界があるんですかということですか。

○徳永森林整備課長 それは単価の設計変更はいたしません。

○坂口委員 できないんですね。

○徳永森林整備課長 できないということですか。

○坂口委員 それができないとなると、スライ

ドが適用できるというその違いは何なんですか。スライドなら適用できるけど、相場が変わったから、当然、金がかかるから見てあげていいよ、設計変更でやることはまかりならんよというその根拠ですよ。それこそ合理性がないと思うんですけど。

○徳永森林整備課長 原則はできないというふうになっているんですが、約款上で、社会情勢が変化したというときに、スライド条項というのがありまして、全国的に価格が上がったとか、今回は地域も含めてやるようになったんですが、そういう特別な社会情勢を踏まえて単品スライド条項を約款上つくってございまして、そういう社会情勢を踏まえたときにこの条項を発動しますと、運用しますということになっているものですから、原則は4月単価になって、普通はそのまま4月の単価でやります。しかし、単品スライド条項を運用することが必要な社会情勢になったので、今回は1%を超える部分だけについて単価が上がった分を見てやりましょうという考え方です。

○坂口委員 設計変更では限界があるということですね。

そうすると、物価調査の結果、生コンが立米1万3,000円で単価が決まったとしますよね。1万3,000円で設計書をつくりますよね。今度は下がっていったと、需要が減って。1万1,000円になった。そのときも設計変更をやらずに1万3,000円で見えていく、減額はやらないということになりますよね。今の説明ではできないということになるんですよ。

○徳永森林整備課長 単価が下がった場合は設計変更いたしません。

○坂口委員 そこらは矛盾があると思うんです。合理性がないと思うんです。ルールがそう

だからこうやっているんだというのじゃ説明し切れないと思うんです。そこのところはスライド制の適用範囲が広げられて地域性まで見るようになったわけでしょう。全国共通の鋼材と油代だったですよ。しかも全国共通。地域性も見ます。もっと広げてもいいですよとなってきたわけです。そうすると、考え方としてはまさに設計変更ですよ。その中でだめだよと縛っていれば、今のように生コンは立米当たり2,000円も高いような乱高下があっているわけですから、3,000円ぐらい下がるときがあります。そのときにも減額もやらないんですよとなるときは、納税者からはまた問題があると思うんです。それは制度が時代に合っていないということのを頭に置きながら、地域性が見られれば県版の考え方で、契約約款も実際どこから持ってきているかわからないけど、会計法あたりからが主だと思うんです。あと建設業法。それは十分県の判断で見直して設計変更で当たれる。そうすると1%マイナスしなくても、さっきのように20万ぐらい、2%上がって30万だよというときは、実際は60万変更できるんです。しかも積算の中でできるから、直接的な経費、材料費なり何なり直工費の中から上がっていくから、それに諸経費掛けていったらうんと大きい金額になるんです。70万、80万、100万。そうなって初めて現場の実態に沿った価格変更になると思うんです。これはまだまだ検討の余地をたくさん含んでいるスライド制だという気がするんですけど、どんなですか、実際発注されて、対応されて。

○徳永森林整備課長 例えば生コンの話をしていきますと、県北では上昇しております。しかし、県央地域においては下がっているという状況にありますので、スライド条項自体が請負者

の申請主義になっているものですから、本来であれば、「単価が下がりましたので、設計変更してください」と申請があればよろしいんですけど、スライド条項するのであればですね。ですけど、そういうことは難しいと思いますので、今、委員の言われたことは課題として残っている部分があるんだろうと思いますので、その件については三部で今後検討していく課題ではあろうというふうに認識しております。

○坂口委員 スライド制で申請主義だからというけど、生コン安いのが手に入ったからと申請しても、恐らくできないと思うんです。申請主義だからないんじゃないかと、やったにしてもできないと思うんです。今の県の解釈では。だけど、それは矛盾していると思うんです。実態に合っていないと思うんです。そこらのところをぜひ検討してほしいということと。

もう一点、予定価格の事後公表ですね。内訳書を添えて、入札に臨む金額について事後公表ということと言われたんですけど、入札のときに内訳書を出させている理由というのは何なんですか。

○徳永森林整備課長 例えば、Bクラス以上につきましては積算能力があるだろうということで試行しまして、最終的に見積書と入札額が合わなくてもよろしいということで最初やりましたが、今は実施ということで、見積額と入札額が一致しないと失格という形になっております。ですから、現段階では実施をやりまして、2,000万以上につきましては積算能力があると県は判断をしたということでございます。

○坂口委員 内訳書を提出させる目的、そこに何を期待して出させるのかということですか。

○徳永森林整備課長 最初、内訳書を提出させ

た理由は、談合防止というのが一つありました。といいますのは、指名競争入札のうちに始めたものがあります。例えば9者なら9者が同じ工種を同じ金額で見積もっていないかどうか、その9者を全部見て談合が起こっていないかどうかを見ようということが内訳書の提出の目的の一つでございます。もう一つは積算、事前公表のままに積算内訳を出していたものから、少しは見積もりの努力をしてもらおうという、この2つが提出の目的だったと考えております。

○坂口委員 談合の心配というのは一つはなくなったですよ、内訳書を出させる。もう一つは見積もりの能力を高めてもらおうという目的があると言われたんですけど、その結果、この内訳書が契約の履行に至らない。ですから、こんな内訳書では、最低制限価格から上限までの間で応札してきて、しかも一番高かった。ですから、通常の契約の相手方、だから落札予定者になったときに、その内訳書を見て、契約の成立か不成立かに影響するという部分は内訳書には何らないんですか。工事内訳書。

○徳永森林整備課長 現在までの工事内訳書の見方といいますのは、中身についてまで詳しく設計書の比較とかそういうのは余りやってなくて、ただ応札価格とそれが合っているかというのがありまして、極端に、金額を合わせるために共通仮設費がぱっと上がったり、そういうことがないかというのを見ておりましたが、そういうことがあったからといって失格になるということはなかったというふうに認識しております。

○坂口委員 内訳書、どこらまで求められるんですか、設計書に基づいての費目で。内訳と違って、一つ一つの項目まですべて、労務

費から燃料代から電気料から全部求めるんじゃないと思うんです。項目で言ったらどのぐらい求めているんですか。

○徳永森林整備課長 求めているのは、例えば切り取りは何ぼ、盛り土は何ぼ、擁壁は何ぼ、ブロックは何ぼ、水路は何ぼ、いわゆる明細書でいう工種について求めておまして、中身の詳しいところまでは求めておりません。それにプラス諸経費ということになっております。

○坂口委員 共通仮設費と言われたんですけど、直工と経費とを幾つかに分けた工種ごとの金額ということ、例えば直接工事費、それから共通仮設費、そして現場管理費、一般管理費何ぼ何ぼというぐあいで、それが工種で、例えば土工なら土工、護岸工なら護岸工というようなぐあいで項目ごとに3つか4つに限って内訳書を出させているということですか、この内訳書は。

○徳永森林整備課長 そのとおりでございます。

○坂口委員 そうなると直接工事費がまず見えてきますよね。今いみじくも言われたんですけど、共通仮設費が特段に大きくて、これはいかなかなというようにものも見るためにと言われたんですけど、僕はそこが大切だと思うんです。直工がかなり低くて、しかも現場管理費とか一般管理費がかなり高くて、そして競争入札で応じてきて、結果として80~85%以下の最低制限価格すれすれで来たときに、直接工事費は、県が判断する、これじゃ品質の確保ができないよという直工部分を下回っていても、会社の経費とかを乗っけたり、共通的な経費の共通仮設費なり現場管理費なり、現場の外の経費なりを乗っけてトータルとして最低制限価格は上回ったと。しかし、直工部分ではかなり切って

ますよ、これはこの会社がぜい肉があるか、機動力が足りないかということですよ。だけど、最低制限価格トータルしたら失格ではありまじいとなつたときに、では、この内訳書は何を見ているのということになると思うんです。そういうのは失格させなきゃだめだと思うんです。最低制限価格の論理からいって。今まで、そこらには参考されてなかったんですか。

○徳永森林整備課長 失格になった人に対しての指導をやってきた中で、それ以降の失格ということはしておりません。ただ中身を見まして、先ほど言ったように物すごく切り詰めたような直工を上げているようなところにつきましては、ある程度現場の監督を2回検査をしてみるとか、そういうことでは対応してきておりましたが、それ以降の失格と——実際は、確かに自分たちの会社がこれで利益を上げて実行単価がどのように組めて、実行単価を組んだときがこうなんですというのが、本当は県としては見積書としては欲しいと思っているんですが、事後公表にすることによって、本当の実行予算がある程度出てくるんじゃないかなという期待はしております。今、頭がわかっているものですか、あとは計算だけやっていると、実行予算でなくてですね。だから、そういう面も含めて事後公表には期待をしているところです。

○坂口委員 まさにそこだと思うんです。今までは工事価格が示されるわけです。金額によって、これは共通仮設費何ぼかなとか、現場管理費何%かなと、逆算でほぼそれに近いものが直接工事費も出てくるわけですよ。だから、今までは内訳書をとつても、そう極端に直工部分とか、しかも実工予算がそれで組んでいるか組めていないかというずれはなかったと思うんです。今度、予定価格を事後にすれば、自分とこ

ろで出してくるわけでしょう。極端に、直工がどう見たってこれは当たり前価格じゃ実行が組めないよと、よほどのことをやらないと組めないよというようなものが必ずあり得ると思うんです。低いところにですね。そうなったときに、それを精査しないと、これ以下はだめですよという失格を決めている以上、問題な部分が含まれてこないかということなんです。入札した金額としては低かったけれども、それはあくまでも県が83%が最低制限価格だと思って自分のところが出した予定価格、工事価格に83を掛けて臨んできたところが、たまたまトータルとしては乗ったけれども、内訳書を見たら、直工は低いわ、共通仮設費は勘違いしているわ、現場管理費は全然対象違いのものを考えているわとなって、たまたま乗った部分というのは、直工が低ければ要注意だと思うんです。その部分を品質確保は言っているわけですから。会社のぜい肉部分はあってもなくてもいいと思うんです。でも、現場の品質を確保できるかどうかのところで最低制限価格を公示しているわけですね。だから、この内訳書の持つ意味というのはもっと深いものがあると思うんですけど、どんなですか、事後公表になって。そこらを検証していく必要は出てこないですか。

○徳永森林整備課長 確かに委員のおっしゃるように、たまたまやっちゃってあったというケースも出てくる可能性はあるだろうと思います。しかし、予定価格はわかりませんので、企業の能力には、例えば機械の保有とか、舗装がうまい業者とか得意、不得意もあり、重機を持っている、持っていない等いろいろありまして、その差は少しは出てくるんだろうと思いますが、原則的には、自分たちが実行できるとこ

ると、品質管理ができるというものを見積もって、うちの会社ではこれでやりますという見積書を出してもらう。見積書を見ながらそれをどういうふうにして見出していかというの、検討の課題ではあると思います。どういうふうに見出すかですね、1業者1業者の企業経営の内容等も含めて、それが適当なのかどうか個々に判断することは難しいと思うんですが、それを探っていく必要はあるだろうというふうには考えております。

○坂口委員 それを詰めていったとき、最低制限価格というのは設定できなくなると思うんです。今の説明で、企業によって能力に違いがありますということは、1円差でも失格させているんです。低入札だと思われる部分については、品質も履行も設計内容もすべて、あなたのところはやれるのという事情聴取が必要になってくると思うんです。でない今最低制限価格というのは合理的な根拠がないと思うんです。かけられないと思うんです。そここのところどうですか。説明できますか、最低制限価格を設けていることの正当性というのは。今のように入札の契約相手の決定の仕方です。

○徳永森林整備課長 業者間の資質の問題といえますか、技術力の問題点が、その差というのが、予定価格と最低制限価格という見方を今やっているのかなという気がするんです。予定価格と最低制限価格の間での技術の差という話で、最低制限価格というのは、あくまでもこれが品質を確保する上で最低の価格ですという言い方で設定しておるんですが、先ほど私が言った話は、品質は確保し、実施してもらう上限の価格との間で、企業の資質、技術力、この中で勝負というふうに理解をしているところです。

○坂口委員 本来、最も有利な相手と契約をなささいという地方自治法の本質ですよね。一番安い人と契約するんですよ。ただし、品質の確保なり、社会的な混乱を招くおそれがあるような価格を提示したもののときは排除できていいというのが最低制限価格なんです。これ以下では、両方の心配はありませんよというものは最も有利な契約の相手方なんです。地方自治法が予定している相手方。そうすると、県が勝手にこれからこれと決めたもので、あんた外れてたからと排除するというのは、この2つの条件を満たせるの満たせないのという事情聴取というものをやって排除していかないと問題があると思うんです。もっと安くて、品質も確保できる、下請もいじめない、ちゃんと仕入れ先には、あるいは労務者には賃金も払いますよ、それでもこれでやりますよというところが、おたくは1円安かった、10円安かったで排除されていくわけでしょう。だめだ、権利なし。今の根拠は、県がつくった予定価格なんだ、あるいは範囲なんだということでは、次長の解釈では問題があると思うんです。だから、内訳書を出させて、その内訳によって、直工がこれだけできないじゃないかとか、労務費がこれだけいいの、おまえは最低賃金を割らないのか、あるいは下請に本当に払うのかとか、そういうものができないじゃないかということで、できませんとなったときに初めて排除で、やれますと言ったらそれをやらせるだけの担保を取ってやらせる、こういうことを確認するぞとか、こういうことを報告しろとかいうこと、それでもあえてやりますよというときには、やっぱりそこにやらせるべきだと思うんですけど、ちょっと考え方が甘くないですか、今の考え方で。

○徳永森林整備課長 確かに工事内訳書の精査

のやり方については、どういうやり方が一番いいのか、聞き取りもしながら少しずつはやってはおるんですが、どういうやり方で行くというのをもう少し時間をかけて詰めていこうというふうに、公共三部でその辺を含めてやり方について検討していきたいというふうに思います。

○坂口委員 限界超しているというのは、今後の検討の対象で、ここは問題含みだというのはわかっているし、そのとき頭に置いてほしいのは、今度の品確法は、高度な技術を提案したり要求したりして、甲乙協議して工法を決定したときには、予定価格を上回る金を支給してもいいということがうたってあるんです。それをどうやって実行していくか、どこまでをどうやるというのが国のほうでも決めかねているだけで、その矛盾点を、上限拘束性でそれは限界を超しているという今の入札制度なんです。予定価格の設定のあり方なんです。

だから、最低制限価格というのはもっとシビアなんです。今言われるように、どの部分でもトータル的に県が——これはあくまでも標準的な工事の金額の予定金額ですから、現場に忠実な金額じゃないんですから、それで1円でも安かったら失格させているんです。そんなシビアなことをやりながら、一方では、内訳書は出させるけど、やれるやれないの検証はそこでやってないとなったら、これは余りにも乱暴過ぎます。とにかく今の入札制度とか設計の予定価格のあり方とかは限界が来ていて、国のほうでも手をこまぬいているということです。品確法を詳しく見てみられんですか。上限拘束性に対しての、これを超えることができる項が入っているんです。業者にとっては死活問題だし、納税者にとっては、ちょっとそれじゃあなと納得できない部分を含んだ今の県のあり方ですから、

ぜひとも今後慎重に三部で協議していただきたいと思うんです。

○徳永森林整備課長 品確法につきましても、いいものをつくらせるというのを守らせるというのが品確法の最大の目的ですので、品確法を守れば最低制限価格なんか要らんのではないかというような言い方の人もおるんですが、それをどうリンクさせるかも含めて勉強させていただきたいというふうに思います。

○坂口委員 くどくなりますけど、そのとおりでと思うんです。限界を超していると思うんです、今の県のやり方は。

それからもう一つ、最後にですけど、この前の本会議の一般質問での知事答弁で、指名競争入札制度というのは悪い制度だと、公平性が確保できない制度だというのがあったんです。あれは外山衛議員だったですかね。とにかく指名競争入札制度というのは公平性が欠ける、よくない制度だったということを本会議で知事は答弁したんです。そんな中でまだ、県は災害復旧は指名でやっていくというんですよね。指名競争入札制度というのは間違いだったというのは、少なくとも公共三部の共通認識なのか。どうなんですか。これは部長でしようかね。本会議でそういう答弁だったですよ。

○高柳環境森林部長 知事の答弁は確かにそういう答弁されたんですが、その答弁に当たって、三部での認識がどこまでされたか、私はここで答えできません。

○坂口委員 環境森林部、農政水産部、県土整備部、それぞれが部長を頂点にして、それぞれの災害復旧でも、そこまでが最高決裁者ですから、その中での認識というのは共通しているか、我が社はこれでいくよと、指名競争入札だって絶対否定しないよと、間違いじゃないと

いうことで行くのかというのははっきりしないと、あの知事答弁というのは問題だと思っているんです。そんな悪い制度で今後ともやっていくということ自体が問題だと思うんです。災害復旧といえどもですね。そこで、その答弁についてまた信を問うときは来ると思うんですけれど。

指名競争入札制度というのは、本来、土木というのは江戸時代から長い歴史持っているんです。確かに江戸時代のお上がやる公共の仕事というところで普請というものが出てきたんです。人寄せ屋、人入れ屋というものができて、そこの契約制度が出てきて、確かに一般競争入札だったんです。入札をやりだしてから。当時は人夫だけですから、労務費だけで契約していたわけですから、いろんな公共事業。その中で金を払わないとか、タコ部屋みたいなことをやったりするものがあって、安いだけではいけないよと、安いのを集めてきたら、仕事も何もわかつちやいないよというので、これは問題があるということなんかの歴史をずっと重ねてきて、明治33年ですか会計法ができた。それが大正何年にも会計法がやられて、そのときに勅令で、一般競争入札がすべてじゃない、指名競争入札というものもいい場合があるから、そういう場合は指名競争入札を、大臣は、あるいは首長はそこで必要と認めたらそれを導入しなさいということで長い歴史持ってきているんです。それがいいと、技術もしっかり見たもので発注できる、そういう人しか相手にしない。例えば公平性といったって、指名の中でいろんなことを総合的に考えながら、公平な判断基準のもとで、あくまでも客観的な公平性を確保しながら指名は考えていってやっていきますとかですね。そういうことの流れの中でやってき

た。たまたまそれがおかしいなとやられたのは、最初はゼネコン汚職なんです。それから鉄鋼疑獄なんです。そして今回の都道府県の首長の官製談合、この3つなんです。指名競争入札を否定しだしたのは。だから、決してこれは不公平じゃないんです。トップがやるかやらないかだけで、不公平な制度じゃないんです。しかし、本会議の答弁がそれですから、これは緊急に、今後の災害復旧工事はそういった問題のある制度の中で発注していくのかどうかというのは、知事を交えてしっかりした方向を出さないと、県民は納得しないと思うんです。まだあしき方法で出しているのということで。何でそんなことを今回県は決めたのと、あしき方法とわかりながら、災害復旧というのは。やり手がないからしょうがないと、指名してからがんがんやらせるのよということ、それでは通らないです。

そしてこの知事答弁というものの重さを考えていただいて、あしき法というのは、我が国の江戸時代から続く土木工事です。長い歴史を持っています。江戸時代、千葉市の水路とか沼の洪水防止事業なんていうのは、いろんな人寄せが来て入札をやって、安過ぎるが高過ぎるが、それから藩が決めてる予算では、1,500両ぐらいしか見てないのを3,500両ぐらいの見積もりが出てきた。さあ、財政方どうするかというようなことでまた精査をして、そんなのいっぱいやってきているんです。それを一蹴してぼんと、あしき制度とやったわけですから、これは重大な知事の答弁とされているんです。これは重大に受けとめて、各部認識をしてから今後のやり方を考えていただかないと。機会があったらまた説明していただかないと。

○高柳環境森林部長 地方自治法上は、一般競

争入札、指名競争入札、随意契約ということで制度的に認められた制度でございますので、今、委員がおっしゃいましたように、知事の答弁についての細かな真意といいますかそここのところまでは把握いたしておりませんでしたので、それについては部としても確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○坂口委員 本当なら、指名競争入札に関しての部長の見解はどうなんだとここで聞きたいけど、あしき制度と一蹴されないでしょうから、そここのところはあえて聞かずにおきますけど、これは統一見解を出してほしいです。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、報告事項については質疑を締め切りたいと思います。

次に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 その他でもないようですので、先ほどそれぞれの委員から要望事項が出ていますので、十分検討していただきたいと思います。

先ほど部長のほうには、知事答弁を含めて災害復旧工事の入札関係については、ここだけの問題じゃないでしょうから、公共三部で精査していただく部分については検討をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時54分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等

の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。大変お疲れのことと思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

最初に、本日出席予定でございました農村計画課長の原川につきましては、実父の葬儀のため、本日欠席させていただいております。代理としまして農村計画課総括課長補佐の村上悦子を出席させておりますので、よろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

今議会におきましてお願いいたしております議案等の概要について御説明申し上げます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、右側の説明項目をごらんいただきたいと思います。本日、農政水産部からは、Ⅰの議会提出議案3件、Ⅱの議会提出報告1件、Ⅲの委員会報告事項は、3件に、別添で追加いたしました台風被害報告等を含めて5件を予定いたしております。

それでは、資料1ページをお開きいただきたいと思います。まず、議会提出議案でございます。議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。平成20年度歳出予算課別集計表の中で平成20年度の補正額の欄、左から4つ目になりますが、ごらんいただきたいと思います。一般会計の合計の欄でございますが、今回の補正額は一般会計で2億4,359万6,000円の増額補正でございます。その主なものは、重油・飼料価格高騰に係る緊急対策及び国庫補助決定に伴う増額補正でございます。詳細につきましては、後ほど関係課長から説明いたします。

この結果、補正後の予算額は、一番下段の補正後の額の欄でございますが、一般会計で426億7,768万2,000円、特別会計を合わせました農政水産部全体では、一番下の段になりますけれども、432億2,336万6,000円となります。

次に、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。繰越明許費についてであります。農村整備課の公共土地改良事業と公共農道整備事業の2事業6カ所、及び漁港漁場整備課の水産物供給基盤整備事業と地域水産物供給基盤整備事業の2事業2カ所で、一番下になりますが、合計6億7,730万円の繰り越しをお願いいたしております。これらは、繰越理由に書いてございますように、関係機関との日程調整等に日時を要したことによるものや、関連工事のおくれによるものでございまして、現時点で繰り越しが見込まれるものでございます。

次に、ページ飛びますが、資料15ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号「宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、緑資源機構が解散しまして、その業務を独立行政法人森林総合研究所が承継することになったことに伴い、条例の題名及び関連する規定を改正するものでございます。

次に、資料17ページをお開きいただきたいと思います。議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、土地改良法が改正されることに伴い、本条例における関係規定を改正するものでございます。これらにつきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

以上が議会提出議案でございます。

次に、資料の21ページをお開きいただきたいと思います。議会提出報告についてございま

す。県有車両による事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告いたします。内容はここに記載されているとおりでございますが、農政水産部といたしましては、職員に対しまして日ごろから、機会あるごとに交通安全に対する意識の啓発に努めているところでございますが、今後さらに、再発防止に向けまして厳重に指導してまいりたいと思います。

次に、23ページをお開きいただきたいと思えます。委員会報告事項についてであります。本日は報告事項といたしまして、23ページの「JAS法違反に対する措置について」、それから27ページからございます「平成20年産早期米の生産・販売状況等について」並びに、資料がかわりますが、別添、追加資料のほうでございますけれども、こちらの項目1番目、「平成20年台風第13号による農業関係被害について」、これらを後ほど関係課長から説明させていただきます。

なお、本資料29ページからございます「建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行について」及び別添資料の2項目めになりますが、「単品スライド条項」の運用の拡充については、さきに説明のありました環境森林部と共通事項でございますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○岡崎農政企画課長 それではまず、一般会計補正予算について御説明いたします。

お手元の平成20年度9月補正歳出予算説明資料の41ページをお開きください。農政企画課の9月補正予算額は、2,973万7,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目でございますけれども、

25億6,335万1,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

めくっていただきまして、43ページをお願いいたします。上段の真ん中ほどですけれども、（事項）指定試験費で1,051万7,000円の増額であります。これは、国の委託決定に伴う補正で、本県の立地条件に適した課題についての試験研究に要する経費であります。

次に、下段の（事項）特定研究開発等促進費で1,922万円の増額であります。これは、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等からの受託決定に伴う補正で、独立行政法人が提案いたしました試験研究課題が国の事業に採択されたことから、同法人から総合農業試験場が委託を受け、産学官連携による共同研究等を行う試験研究に要する経費であります。

次に、重油・配合飼料価格高騰に伴う農畜水産業の現状と緊急対策について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお願いいたします。まず、1の生産現場における直接的な影響等であります。耕種、畜産、漁業経営の3部門について、この資料では、耕種部門を緑、畜産を黄色、水産を水色で色分けいたしております。（1）の重油・配合飼料価格のコスト増加の状況であります。一番上のハウス暖房用の重油では、平成19年4月が1リットル当たり69円、平成20年7月が121円で、175%のアップとなっております。なお、その後、8月が122円で、9月に入り若干原油価格の相場は下落しておりますが、117円となっております。次に、1つ飛びまして、水色の漁船燃料用の重油につきましては、同じく67円が115円まで価格上昇し、171%のアップとなっております。1つ上に戻っていただきまして、畜産の配合飼料につ

きましては、基金からの補てん分を除きました実質の農家負担分で1トン当たり4万4,787円が5万7,348円で、同じく128%の増加となっております。

次に、(2)のコスト上昇に伴う運転資金需要額の動きについてであります。まず耕種部門では、本県で重油を年間に12.5万キロリッター使用していると推計しておりまして、平成19年4月のリッター69円の場合で約86億円の費用となります。平成20年7月では約151億円となり、約65億円の負担増加となっております、右側の参考にありますように、平成18年の産出額の4.9%に相当しております。なお、下に小さく注意書きにありますように、キュウリ、ピーマンなどの主要5品目で見ますと約10万キロリッターを使用しておりまして、52億円の負担増となっております。また、1つ飛びました水産部門では、5.6万キロリットルの重油を使用しておりまして、同様に約27億円の負担増加となっております、産出額の7.1%に相当しております。さらに、1つ上に戻っていただきまして、畜産では、年間に180万トンの配合飼料を家畜に給与しており、同じく806億円が1,032億円まで増加し、約226億円の負担増加となり、産出額に占める割合が12.3%となっております。

次に、2の県における緊急対策措置の基本的な考え方についてであります。(1)の県の緊急対策による産地維持・生産性向上等への施策誘導を図るとともに、国などの緊急対策等の積極的活用、また、県が緊急対策を打ち出すことによる市町村や団体等への支援拡大・連携の誘発、末端農家等への効果的支援の強化を期待いたしております。さらに、(5)にありますとおり、短期的には、今回の緊急対策による産地維持や生産者の経営継続意欲の醸成を図

り、中長期的には、脱石油型プラント導入や地球温暖化対応などによります本県農業構造の改革を進めますとともに、生産性や品質向上、さらには価格転嫁等のシステムづくりが急務と考え、平成21年度予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、4ページをごらんください、県及び国・団体等における緊急対策について、時系列的に取りまとめたものであります。

まず、国の対策であります、上段右側の水産部門で、平成19年12月に全国枠102億円の燃油基金が創設されまして、平成20年4月に、畜産で家畜飼料運転資金の貸付限度額が倍増され、6月には、畜酪追加緊急対策として全国枠738億円が打ち出されております。さらに、その下の四角の4の6月には、原油等価格高騰に関する緊急対策関係閣僚会議で方針決定が行われ、その具体的緊急対策として、7月に水産で全国枠745億円の燃油高騰緊急対策が、9月には園芸部門で省エネ緊急対策が講じられ、さらに10月の臨時国会におきまして全部門において追加の緊急対策が検討されると伺っております。

次に、中段の団体の対策であります、JAグループが7月に総額15億円の農業生産基盤維持緊急対策を公表しておりまして、園芸及び畜産におきまして例示しておりますような対策等を実施すると伺っております。

次に、県の対策であります、第1次対策として、6月に、運転資金の需要拡大に対応して、緊急支援資金の融資枠を3億円に拡充するとともに、事業費ベースで1億6,200万円のハウス二層カーテンによる省エネ対策に取り組んでまいりました。しかしながら、重油価格等がさらに高騰するなど生産現場の窮状が逼迫する

中で、今回の9月補正で緊急支援資金の融資枠をさらに10億円再拡充するとともに、水産部門でも国の省エネ推進資金や漁業近代化資金の融資枠を各2億円までふやし、また、畜産においても国の家畜飼料運転資金を活用した利子補給の創設をお願いいたしております。さらに、6月の対策から二層カーテンの設置要望が増加しているため、今回、国の交付金及び県単事業で対応するための補正をお願いするものであります。

次に、5ページをお開きください。今御説明いたしました各機関ごとの緊急対策を施策別に整理したものでございます。詳細は割愛させていただきます。

次に、6ページをごらんください。これまで御説明いたしました各対策を、県及び関係機関との連携等を表としてまとめたものであります。例えば、資金対策の緊急支援資金については、県、市町村、JA系統が協調して利子補給するものであり、ほかの対策についてもそれぞれの連携状況等を整理しております。なお、中段右側にありますJAグループの対策につきましては、国、県の補完事業及び個別経営への直接支援が行われることとなっております。

7ページをお願いいたします。県におきます緊急対策の具体的内容を一覧にしたもので、今回、補正でお願いしておりますのは、③緊急支援資金以下の事業で、青の線で囲んでおります。詳細は、この後、関係課長が御説明いたします。

また、参考といたしまして、8ページ及び9ページに、ことし6月と7月の国の緊急対策の概要を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○上杉地域農業推進課長 地域農業推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の45ページをお開きください。地域農業推進課の9月補正額は、一般会計で2,235万7,000円の増額補正をお願いしているところでございます。この結果、9月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように33億5,735万7,000円となります。

では、具体的な中身について御説明いたします。

次の47ページをお開きください。（事項）新山村振興等農林漁業特別対策事業費の2,235万7,000円の増額についてでございます。この事業は、国の補助事業を活用して市町村や生産者組合が行う集落道やマンゴー栽培用ハウス等の整備に要する経費を補助するものでございます。今回の補正は、事業主体における事業内容の変更に伴い増額補正をお願いするものでございます。

地域農業推進課からの説明は以上となっておりますので、よろしく御説明いたします。

○吉田営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の49ページをお開きください。営農支援課の9月補正額は、一般会計分で156万3,000円の増額をお願いしております。したがって、9月補正後の最終予算額は27億4,064万9,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

51ページをお開きください。（事項）災害資金対策費の事業、宮崎県農業災害資金利子補給金156万3,000円の増額についてであります。この事業につきましては、原油・家畜飼料価格高

騰に係る緊急対策としまして、お手元の環境農林水産常任委員会資料により御説明させていただきたいと思っております。なお、この事業については、議案第1号において債務負担行為限度額の変更もお願いをしておりますので、あわせてこの資料で御説明させていただきます。

10ページをお開きいただけますか。事業の目的に記載しておりますとおり、今回補正をお願いする事業は、平成20年2月1日付で発動しました宮崎県原油・家畜飼料価格高騰対策農業緊急支援資金でありまして、融資機関が貸し付けた資金に対し、市町村等と協調して利子補給を行い、農業者の金利負担の軽減を図るものであります。今回、9月補正におきまして、資金需要も増加していることから資金融資枠について10億円の増額をお願いするものであります。

事業の概要でございますが、融資枠を10億円増加することに伴い、補正予算額の現年度融資分を156万3,000円増額し297万円に、債務負担行為額を2,139万2,000円増額し2,862万5,000円をお願いするものであります。事業期間といたしましては平成20年度であります。

事業の内容ですが、貸付枠は10億円増額して13億円、資金使途は、具体的には、燃油、家畜飼料、種苗、農薬、肥料、その他農業生産に必要な直接的な経費でございます。融資機関は農協や銀行等で、県内に住所または支店等を有し、市町村と利子補給契約を締結している金融機関でございます。償還期間は7年以内で、うち据置期間を3年以内としております。利子補給期間は据置期間を含む第3回目の約定償還日まででございます。貸付限度額は300万以内、利子補給の負担内訳は、県と市町村が同じく0.625%、融資機関は任意になりますが0.45%としておりまして、農業者への貸付金利

は1.25%となっております。なお、農協系統におきましては、融資機関の任意分の0.45%に加え末端金利分の1.25%を追加利子補給し、貸付金利を無利子にすることとしております。

営農支援課は以上でございます。

○串間農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の53ページをお開きください。農産園芸課の9月補正額は、一般会計分で6,255万円の増額をお願いしております。したがって、9月補正後の予算額は24億7,890万7,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

55ページをお開きください。（事項）元気みやざき園芸産地確立事業費の6,255万円の増額についてであります。この事業につきましては、重油価格高騰に係る緊急対策としまして、お手元の環境農林水産常任委員会資料により御説明させていただきます。

常任委員会資料の11ページをごらんください。まず、1事業の目的に記載しておりますとおり、重油価格高騰による暖房コストの上昇で、これまでになく農家経営が圧迫されておりますことから、資料の一番下、米印のところに記載しておりますとおり、県といたしましては緊急的な対策といたしまして、今回、20%という高い省エネ効果が期待される内張二層カーテンの重点的な整備支援を行うものであります。

資料中段の参考の欄をごらんください。省エネ対策への対応といたしましては、当初事業額でも事業費で1億700万円余りを予定しておりましたが、4月以降も引き続き重油価格が高騰していることから、追加対策について検討してまいりました。その結果、農家の作付意向の固

まる6月に、県として省エネ緊急対策を打ち出すことが必要であると判断し、表題の事業名にありますとおり、既存事業である元気みやざき園芸産地確立事業において省エネ緊急対策事業としてメニューの追加を行い、農産園芸課所管事業からの充当も含めて予算枠の確保・拡充を行い、事業費で1億6,200万円、県費5,400万円の対策として、全国に先駆けて緊急対策を講じてきたところであります。本事業を受け、生産者を初め市町村、各農業団体等で省エネ緊急対策事業の実施も含めて本年の作付に向けた検討がなされ、作付に向けた取り組みの後押しができたのではないかと考えております。

事業要望につきまして7月18日時点で取りまとめましたところ、希望総額5億2,300万円余りの要望がありまして、緊急対策の主眼といたしました内張二層カーテンにつきましては4億200万円余りの事業要望があったところであります。この中で、現在、国の事業活用見込み分の1億7,300万円余りの事業費を差し引いた残り1億8,765万円の県費負担分6,255万円について、資料の2事業の概要、(1)補正予算額の補正額のとおり、今回、補正増額をお願いするものであります。この増額補正により、現在希望されている内張二層カーテンについては整備が可能であると考えております。

なお、内張二層カーテンの設置により、湿度による病害の発生、あるいは光の量が減少することによる収量減少などが懸念されておりますが、この点につきましては、農業改良普及センターを初め関係機関・団体一体となった営農指導により万全を期してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○押川畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の57ページをお開きいただきたいと思っております。畜産課は7,383万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額につきましては、左から3列目、44億2,222万3,000円となっております。

補正の内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、59ページをお開きいただきたいと思っております。(事項)養豚振興対策費の3,730万円の増額であります。これは、食品残渣等の未利用資源を飼料化するリサイクル飼料化施設を整備し、エコフィードの利用を促進する事業でございます。国が2分の1補助する事業でございます。今回、追加でえびの市の事業主体が補助対象となったこと等による補正でございます。

次に、(事項)家畜防疫対策費の3,303万8,000円の増額でございます。ことしの4月に秋田県で、野鳥への高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されました。このことから、家畜伝染病予防法に基づく侵入防止のための緊急対策として、1,000羽以上飼養する養鶏農場の消毒に要する経費の補正をお願いするものでございます。国の緊急対策として財源は全額国費となっております。

次に、(事項)畜産試験費の350万円の増額でございます。これは畜産試験場において行っております産学公連携試験に要する経費でございます。今回の補正は、農業・食品産業技術総合研究機構からの受託事業でございます。技術の開発といたしましては、現在、配合飼料価格が高騰する中におきまして、飼料用米の給与実証試験を行い、飼料用米の特性解明、給与技術の確立、こういったものを解明していきたいというふうに考えております。

続きまして、家畜飼料高騰対策に係る緊急対策としまして、議案第1号において債務負担行為限度額の追加をお願いしておりますので、環境農林水産常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の12ページをお開きいただきたいと思います。㊦家畜飼料特別支援資金利子補給金について御説明いたします。

事業の目的でございます。国は、配合飼料価格の上昇に対応いたしまして、平成19年度より平成21年度までの3年間、家畜の飼料費に限定して家畜飼料特別支援資金を事業化しております。しかしながら、配合飼料価格が今年度も上昇している現状を踏まえ、今回、市町村等と連携しまして利子補給を行い、畜産農家の負担軽減を図るものでございます。

次に、事業概要でございます。2の(4)をごらんいただきたいと思います。①でございますが、平成20年度の貸付融資枠は、需要見込額調査の結果から8億5,000万円を予定しております。21年度においても同額の貸付枠を実施する予定でございます。総額では17億円となっております。国の事業は、④のところに書いてございますが、償還期限が10年以内で、据置期間が3年間設定されております。今回の措置は、貸付実行から3年間利子補給を行っていきたいというふうに考えております。

仕組みでございますが、⑦の利子補給率の負担内訳をごらんいただきたいと思います。基準金利が3.15%でございます。国が1.55%負担いたしますので、末端金利が残りの1.6%となっております。今回、この1.6%につきまして、県、市町村等が、先ほど説明しました災害資金と同様に応分の負担を行うということで、末端貸付金利の軽減化を図ってまいりたいと考えて

おります。

また、1経営体当たりの貸付限度額につきましては、国が畜種、頭羽数単位ごとに貸付限度額を定めてございますから、飼養頭羽数に貸付限度額を掛けたものを借入上限といたしたいというふうに考えております。

(1)の補正予算額に戻っていただきまして、本年度貸付分に係る予算措置はございませんが、貸付実行から発生する利子が確定する1年後、21年度から単年度285万6,000円の債務負担が発生いたしますので、来年度から23年度までの3カ年間、利子補給予定額856万8,000円を債務負担行為額として計上させていただいております。

貸付対象者に対する考え方を3に示しております。一番下でございますが、当資金は、飼料の購入金額が大きい中規模から大規模経営農家を対象といたしております。先ほど説明がありました災害資金につきましては、小規模な畜産農家としておるところでございます。

なお、JAグループにおきましては、厳しい畜産経営の現状を踏まえ、末端貸付金利の無利子化について検討をいただいているところでございます。以上でございます。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。平成20年度9月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の61ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で2,571万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計を合わせまして19億1,690万6,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたし

ます。

63ページをお開きください。1段目の（事項）水産金融対策費でございますが、後ほど委員会資料のほうで御説明いたします。

次に、2段目の（事項）水産業試験費2,499万9,000円の増額についてでございます。補正の理由は、説明欄に記載してありますように受託決定等に伴う補正でございます。このうち、2（3）の都市エリア産学官連携促進事業2,049万9,000円の増額についてでございます。この事業は、宮崎県産業支援財団を中心に水産試験場、九州保健福祉大学、宮崎大学が文部科学省に共同提案し採択となったものでありまして、県全体では約1億円の事業規模となっております。これまでの研究により、高齢者疾患の予防機能成分としてカルノシンが認められておりますが、最近、このカルノシンが本県養殖チョウザメに多く含まれていることが明らかになったところでございます。そこで当試験場では、養殖チョウザメに含まれるカルノシンの含有量をさらに増加させるための飼育条件等について研究開発を行うこととしております。この事業により、地域において素材生産から最終製品までの一連の技術が確立され、本県において食と健康に関する新たな事業が展開されることを目指しております。

次に、水産金融対策費について御説明いたします。重油価格高騰に係る緊急対策としまして、お手元の環境農林水産常任委員会資料により御説明させていただきます。なお、議案第1号において債務負担行為限度額の追加変更もお願いしておりますので、あわせてこの資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の13ページをお開きください。まず、漁業近代化資金利子補給金について

でございます。

1事業の目的でございます。この事業は、燃油価格高騰に対応し、燃油消費量の少ない漁業用エンジンの導入を初め、省エネ操業への転換を促進するため、漁業近代化資金の燃油高騰対策分としての融資枠を増額し、低利資金の融通のための措置を講じるものでございます。

次に、2事業の概要をごらんください。

（1）の補正予算額は46万4,000円で、補正後は1億1,490万5,000円となります。（2）の債務負担行為額は935万2,000円で、補正後は2億303万3,000円となります。

（4）の事業内容をごらんください。①の貸付融資枠につきましては、燃油高騰対策枠を1億円増額して2億円にし、漁業近代化資金全体で13億円にするものであります。②の資金使途は省エネルギー推進機器等の整備、③の融資機関は漁協、信漁連、農林中央金庫、④の償還期限、⑤の利子補給期間は、いずれも7年以内となっております。また、⑥の貸付限度額は、総トン数20トン未満の漁船漁業の場合は9,000万円、総トン数20トン以上の漁船漁業の場合は3億6,000万円であります。⑦の利子補給率の負担内訳につきましては、基準金利3.15%、利子補給率2.15%、貸付金利は1%となります。

続きまして、14ページをごらんください。省エネルギー推進緊急対策資金利子補給金でございます。

1事業の目的にありますように、本事業は、燃油価格高騰に対応し、燃油消費削減型操業への転換により漁業者経営安定を図るため、新規事業として省エネルギー推進緊急対策資金を創設し、低利の経営資金の融通のための措置を講じるものでございます。

次に、2事業の概要をごらんください。

(1) の補正予算額は25万4,000円、(2) の債務負担行為額は675万8,000円、(3) の事業期間は21年度までの2年間でございます。

(4) の事業内容をごらんください。①の貸付融資枠は2億円、②の資金使途は省エネルギーの推進等漁業経営の改善に必要な経営資金、③の融資機関は漁協、信漁連、農林中央金庫、銀行等、④の償還期限、⑤の利子補給期間は、いずれも5年以内となっております。また、⑥の貸付限度額につきましては、例えば総トン数100トン以上200トン未満のマグロはえ縄漁業の場合は2,200万円、50トン以上200トン未満のカツオ一本釣り漁業の場合は2,200万円、10トン以上の沿岸漁業の場合は500万円となっております。⑦の利子補給率の負担内訳につきましては、上段の年間燃油消費総量が5%以上削減されることが見込まれる場合にあっては、基準金利3.15%に対し、全漁連が1.25%、県が0.6%を利子補給することにより、貸付金利は1.3%、下段の年間燃油消費総量が10%以上削減されることが見込まれる場合にあっては、全漁連が1.7%、県が0.75%利子補給することにより、貸付金利は0.7%となります。

水産政策課は以上でございます。

○那須漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。平成20年度9月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の65ページをお開きください。漁港漁場整備課の9月補正額は、一般会計で2,783万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように42億9,952万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

次の67ページをお開きください。(事項) 漁業経営構造改善事業費の2,783万4,000円の増額についてであります。これは、国の補助事業を活用して市町村や漁協が行う漁業用の共同利用施設などを整備する経費を補助するもので、国庫補助の決定に伴う補正でございます。

まず、1の漁業用共同利用施設整備事業の1,153万1,000円の増額ですが、これは、島浦町漁協が漁船を修理・保全するための上架施設等を整備するものでございます。

次に、2の持続的漁業生産環境整備事業の120万円の減額でございますが、これは、日南市が行う築磯投石工事業の事業費が減額したことによるものでございます。

次に、3の漁港の高度利用のための整備事業の1,750万3,000円の増額ですが、これは、延岡市漁協が行うプレジャーボート係留施設を整備するものであります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○村上農村計画課課長補佐 農村計画課でございます。本日はよろしくお願いたします。

お手元の県議会提出議案の15ページをお開きください。議案第4号「宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

内容につきましては、委員会資料のほうで御説明させていただきます。委員会資料の15ページをお開きください。まず、条例の概要につきまして御説明いたします。16ページの参考のところに簡単に書いてありますが、本条例は、平成8年度から15年度に実施いたしました、農用地総合整備事業都城区域につきまして、事業参加資格者が事業完了公告の日から8年を経過する日までの間に、事業実施計画において予定した用途以外の用途に供した場合の特別徴収金の

徴収について定めたものでございます。

今回の改正につきましては、1改正の理由及び2改正の概要にありますように、独立行政法人緑資源機構が解散し、その業務を独立行政法人森林総合研究所が承継することになったことに伴うものでありまして、その主な内容は、条例の題名及び関連する条文の一部を緑資源機構から森林総合研究所に改正するものでございます。施行期日につきましては、公布の日からとなっております。

なお、これまでに本条例に係る徴収実績はございません。

農村計画課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○矢方農村整備課長 農村整備課でございます。

同じく、9月定例県議会提出議案25ページを開きいただきたいと存じます。議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

説明につきましては、委員会資料にて説明させていただきます。お手元の委員会資料17ページをごらんいただきたいと存じます。農村整備課では、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」により、土地改良法に基づく事務の一部、土地改良区連合の設立、事業、検査、監督等に関する事務及び交換分合の許可等に関する事務を都城市に権限移譲いたしております。今回、公益法人制度が抜本的に見直され、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」によりまして土地改良法が改正され、本年12月1日に施行されることから、本条例の別

表十九の四の項目にずれが生じますので、それらを修正するものであります。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。事務の欄の十九の四による「土地改良法による次の事務」のうち、下線を引いておりますが、新のほうの「1 第七十一条の二の規定による届出の受理に関すること。」につきましては、20ページの旧の「42 八十四条において準用する第七十六条第一項において準用する民法第八十三条の規定による届出の受理に関すること。」の内容が、17ページの新の1のほうに土地改良法第七十一条の二の条文として新設され、改正されるものであります。書き出しが八十四条から七十一条の二になることによりまして、土地改良法の条文番号が一番若くなりますので、42から1になるものでございます。そのことによりまして、旧の1から41までが1つずつずれて2から41になりますので、その修正を行うものでございます。

続きまして、20ページの新の41及び42につきましては、旧の40及び41の第六十八条第二項が第六十八条第四項に改正されることによる修正でございます。

最後に、76につきましては、前述の条項が1つずつずれたことによりまして、旧の13が14に、また、33が34にかわるものでございまして、その修正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては平成20年12月1日といたしております。

説明は以上でございます。

○岡崎農政企画課長 それでは、その他の報告事項といたしまして、9月18日の夜に本県に最接近いたしました台風13号による農業関係の被害状況につきまして御説明させていただきます。

本日、追加で提出いたしました常任委員会資料（追加）の1ページをお開きください。まず、1の農作物等の被害についてであります。農作物におきましては、強い雨と強風による浸水、冠水、倒伏等の被害が発生しております。被害額合計は、表1の一番下の合計にありますように約3億3,000万円となっております。被害額の大きなものは、表の3段目の野菜で、南那珂地区の日南市、北郷町、中部地区の宮崎市、児湯地区の都農町の施設野菜のピーマン、トマトで浸水及び冠水被害等が発生し、その被害額が約1億2,800万円となっております。次に、3つ下ですけれども、花卉におきましては、南那珂地区の日南市、北郷町のスイートピーを中心に浸水、冠水の被害が発生し、被害額が約8,800万円となっております。次に、一番上の水稲につきましては、北諸県、東臼杵、西諸県地区を中心に倒伏被害が発生し、被害額が約6,700万円となっております。また、これら以外に、飼料稲やソルゴー等の飼料作物の倒伏や、日向夏等の果樹で傷果が発生、さらにハウスが倒壊する等の被害が発生しております。

次に、2の農地・農業用施設等の被害では、東臼杵、南那珂地区を中心に農地における畦畔の崩壊や水路のり面崩壊、農道の路肩が決壊するなどの被害が発生しており、被害額合計が約4億7,000万円となっております。被害総額は、一番下の3にありますとおり約8億円となっております。

なお、水産関係の被害につきましては、これまでのところ被害の報告はないところでございます。

今後、被害のさらなる実態把握のための調査を継続するとともに、各農業改良普及センター

におきまして、被害を受けられた農家等に対し病虫害対策や肥培管理など、被害の実態に応じた技術や経営面の事後対策の指導を行い、関係機関等と連携を密にして、一日も早い復旧と農家等の経営安定に向けて万全を期して取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○吉田営農支援課長 JAS法違反に対する措置について説明させていただきます。

常任委員会資料の23ページをお開きください。まず、今回の三笠フーズに端を発する事故米不正流通事案の概要についてであります。三笠フーズが不正に流通させた事故米の流通経路につきましては、農林水産省の調査に基づき明らかにされたところでありますが、このうち本県には、熊本県の米穀販売業者と米穀加工業者から3つのルートを紹介して、本県の製粉業者、食品卸業者、菓子製造業者等の67業者に、もち精米、またはらくがん粉の形態で流通販売されたところであります。

宮崎県内の事故米流通状況につきましては、24ページのルート図に示しておりますが、第1ルートでは、③の本県の製粉業者である井之上製粉が、①の熊本県の米穀販売業者より仕入れたもち精米4,000キログラムを再精米し3,600キログラムとした上で、そのすべてを宮崎市の一菓子製造業者に販売しております。第2ルートでは、④の宮崎市の食品卸売業者が、②の熊本県の米穀加工業者から仕入れた事故米を原料とするらくがん粉3,202キログラムのうち3,170キログラムを、⑥の県内の63菓子製造業者等に販売しております。第3ルートでは、⑦の美郷町の菓子製造業者が、②の熊本県の米穀加工業者かららくがん粉180キログラムを直接仕入れております。

これらの67業者に対しましては、県内の各保健所による立入調査も行われており、その結果、第1ルートの事故米を取り扱いました2業者には当該米の在庫はなく、事故米を使用した製品も販売済みで、在庫はありませんでした。また、第2・第3ルートの事故米をまぜたらくがん粉を取り扱った業者に対しましては、らくがん粉の在庫は卸元に返品するよう福祉保健部が指導し、このらくがん粉を使用して製造された菓子等につきましては、業者の協力を得て自主的に廃棄されたところであり、現在では事故米の混入した食品等はすべて撤去されていることを確認したところであります。以上が事故米不正流通事案の概要であります。

次に、事故米不正流通の調査を行う中で、第1ルートの③の製粉業者であります井之上製粉株式会社におきましてJAS法に抵触する事案が発覚しましたことから、県ではJAS法違反に対する措置を別途行ったところであります。

資料の25ページをお開きください。2の(1)にありますとおり、JAS法違反の措置が行われた業者は、都城市にある井之上製粉株式会社であります。この事案は、農林水産省による事故米流通調査の中で、井之上製粉が熊本県の米穀販売業者から購入した中国産もち精米を「くまもともち米」と表示した米袋に詰めて販売していたことが判明し、農林水産省から本県への情報提供を受け、JAS法違反の調査を行ったものであります。

調査の経緯につきましては、県では、9月11日の情報回付を受け、翌日の12日に「宮崎県食の安全・安心対策会議」におきまして関係部局間での情報共有を行い、その後、JAS法を管轄する農政水産部や宮崎県食の安全・安心対策会議の実務担当者によるプロジェクトチームに

おきまして対応方針等を協議し、17日に井之上製粉への立入調査を行い事実関係の確認を行ったところであります。

次に、違反事実等についてであります。まず、流通実態といたしましては、井之上製粉は、熊本県の米穀販売業者から中国産もち米4,000キログラムを平成19年12月20日に購入しております。このとき熊本県の業者からの産地伝達は、請求書に「中国モチ(白)」と記載されておりました。井之上製粉は、購入した中国産もち米を再精米し3,600キログラムとした上で「くまもともち米」と記載された米袋に詰め、平成19年12月25日から平成20年6月25日の間に9回に分けて、全量を宮崎市の一菓子製造業者へ販売しております。

次に、違反事実としましては、原材料が中国産であるにもかかわらず熊本産として販売していたことが、JAS法における業務用生鮮食品の原産地表示について規定している生鮮食品品質表示基準の第4条の2第3項に違反するものであります。ただし、業務用生鮮食品に原産地表示が義務づけられたのは平成20年4月1日以降でありますことから、措置の対象となるのは平成20年4月15日から平成20年6月25日までの間に販売された900キログラムとなります。

業者への措置ですが——(4)が(5)の間違いでございますので訂正をお願いいたします——県では、9月22日にJAS法第19条の14第1項による指示を行ったところであり、1カ月以内に改善報告の提出を求めるとともに、その後3カ月以内を目途に改善確認調査を行うこととしたところであります。以上がJAS法違反に対する措置についてであります。

次に、今後の対応についてであります。全国的に食品表示偽装問題等が多発しており、消

費者の食に対する不信感は増大する一方であり
ます。しかしながら、食品表示のチェックなど
監視体制をいかに強化しても、食に携わる関係
者のモラルが守られなければ、偽装を根絶する
ことはなかなか困難でございます。そのため、
今後とも関係部局との連携を図りながら、食品
加工業者等を中心に、食に関する方々を対象に
したコンプライアンスの徹底を図るための研修
会を継続的に開催したいと考えております。ま
た、国に対しましても、食品表示の適正化に向
けた各種対策の強化について、今までも行って
きたんではございますが、今後とも要望を行っ
ていくこととしたところでございます。

以上で説明を終わります。

○串間農産園芸課長 農産園芸課でございま
す。

常任委員会資料の27ページをごらんくださ
い。平成20年産早期米の生産・販売状況等につ
いてであります。

ここで、大変申しわけありませんが、資料の
訂正を1カ所お願いいたします。左側の真ん中
あたりに、2) 検査状況についてというところ
がありますが、これの括弧の中の前年数量が
「22,868」になっていますが、これを消してい
ただきまして「21,367」に訂正方よろしくお願
いいたします。

では、説明させていただきます。

昨年の早期水稲につきましては、長雨、台風
4号等の影響によりまして、作況指数が43と過
去最低の作柄でありました。ことしは、天候に
も恵まれ、また昨年11月の補正予算により、優
良種子の供給、基本技術の徹底など災害に強い
米づくりに取り組んだことなどから、平年を上
回る作柄となっております。本日は、本年産早
期水稲の生産・販売状況と、平成19年度補正予

算で取り組みました早期水稲被害緊急対策事業
の実施状況について御報告いたします。

まず、1)の生産・販売状況についてであり
ます。1)のアにありますように、生育経過は、
登熟期が天候に恵まれたこと、台風の影響もな
かったことなどから、登熟も良好で収量も多
く、イの作柄概況にありますように、宮崎農政
事務所が公表した8月15日現在の作況指数も
「106」の良となったところであります。検査
状況につきましては、2)にありますように、
検査数量が2万9,992トン、うち1等米比率
は59.7%となっております。次に、販売状況に
つきましては、3)にありますように、経済連
の集荷・販売実績では、9月5日現在で集荷し
た1万6,260トンすべてにつきまして販売先と
の契約が完了したとのことであります。

次に、28ページをごらんください。2)の早期
水稲被害緊急対策事業の実施状況についてであ
ります。本事業につきましては平成19年の11月
補正で措置していただいたもので、災害に強い
生産技術の実証を初め、品質低下に対応した水
稲共済制度への加入促進や水稲共済申請に有効
な収穫前の品質判定技術の確立などに取り組ん
でいるところでございます。

まず、1)の大規模実証ほの設置状況につい
てであります。災害に強い生産技術として、土
づくりや水管理等の基本技術が有効であること
を実証するために、表にありますように、早期
水稲地域の各JAごとに、大規模実証ほを合計
で395ヘクタール設置し、現在、結果の取りま
とめを行っているところであります。

次に、2)の農業共済制度の品質方式への加
入状況についてであります。水稲のセーフティ
ネットとして、品質低下による収入減少に対し
ましても共済金が支払われる品質方式について

は、農業共済組合が加入促進を行ったところ
あります。2)の表にありますように、加入農
家が396戸、加入面積が609ヘクタールと、前年
を大幅に上回る状況となっております。

次に、3)の収穫前品質判定の実施状況につ
いてであります。昨年の早期水稲被害では、収
穫後に品質が低下していることが判明したた
め、収穫前に農業共済組合に被害申告ができ
ず、十分な補償を受けられない事態も一部に起
きましたことから、収穫前に品質を判定して、
その情報をJAあるいは農業共済組合などに、
地域の指導機関を通じて農家へ迅速かつ的確に
提供するシステムの確立に取り組んだところで
ございます。

調査方法につきましては、アにありますよう
に、収穫時期の10日前を目安に農林振興局がサ
ンプルを収集し、農業共済組合で乾燥・調整を
行った後に、JAにおいて品質検査を行いました。
この結果の概要ですが、下の表にありますよ
うに、サンプル25点中20点が1等の判定で、
規格外はございませんでした。本年は昨年によ
うな品質低下がないことが確認できたため、新
聞等を通じて農家に情報提供を行うとともに、
米の卸売業者等に対しましてもサンプルを提供
して品質のアピールを行ったところでありま
す。普通期水稲でも同様の調査を行ってありま
すが、今後、サンプルの調査時期、方法等につ
いて、引き続き調査検討を重ねて技術精度を上
げていきたいと考えております。

今後とも、稲作農家の経営安定を図るため、
災害に強い安定した水稲の生産体制、セーフ
ティネットの構築に、引き続き積極的に取り組
んでまいりたいと考えております。以上でござ
います。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました

が、3時5分まで休憩をとりたいと思います。
よろしく申し上げます。

午後2時55分休憩

午後3時6分再開

○宮原委員長 休憩前に引き続き再開させてい
ただきます。

議案第1号、第4号、第8号、報告事項損害
賠償についてというところまで質疑を行いた
いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

○満行委員 農産園芸課の補正予算6,255万円
についてお尋ねをしたいと思います。委員会資
料11ページを使いますけど、内張二層カーテン
というのはいつからの事業ですか。

○串間農産園芸課長 元気みやざき園芸産地確
立事業でございますが、平成18年度からの事業
で、21年度までとなっております。

○満行委員 18年度から21年度の事業期間、内
張二層カーテンの省エネルギー導入支援をず
つとやろうという事業、合計の6億3,000万の事
業ということですよ。18年度、19年度の実績
を見て、20年度は当初1億700万だったと思
うんですが、それが6月、9月で5倍強になっ
ているわけですが、これはアンケートを
とったら要望がこれだけ上がったということ
ですか。当初は1億の事業で、これが5倍にな
っているところを教えてください。

○串間農産園芸課長 3分の1の補助事業で二
層カーテンも事業対象メニューとして18年度か
らやっておりました。少しずつは需要があつた
わけですが、今回、油の価格が急騰というこ
とで、非常に農家の関心も高まってきたとい
うこと、それと今回、3分の1に対して緊急対策
として市町村の義務負担6分の1をお願いして末

端補助率を2分の1までしたということで、それを広く知らしめたところ、農家のニーズ、自作に向けての気持ちも高まっていたというタイミングもありましたことから、急激な需要が出てきたということでございます。

○満行委員 末端の負担が15万円ぐらいになるわけですね。いろいろ聞くんですけど、末端の農家は、この事業はいつからいつの間に補助金を手を上げてもらったら——これは二重カーテンするだけですから、工事自体はそんなにかかりませんよね。何日間で終わる工事だと思うんですけども、その手続はどうなっているのか。個人負担はどこで支払うのか。時期とかを教えてくださいんですけど。

○串間農産園芸課長 6月に緊急対策を打ち出して広く知らしめました。それから再度、正式に需要把握を行いまして、6月から7月18日にかけて県内各地から需要額の取りまとめを行ったところでございます。それが5億4,000万。そして県単で、手続を簡素化するなり、6月、7月にニーズを把握した時点から、市町村との綿密な調整、集団化、あるいは計画書づくり等を綿密にやってもらうことによって、作付に可能な限り間に合うように、無理のないように、きちんとできるように万全の体制を、振興局を通じて市町村、農協等と取り組んでおるところでございます。御理解を願いたいと思います。

○満行委員 万全の体制をとるというのはわかるんですけど、ビニールも肥料も高騰して個人負担が1反当たり15万円、工事終了後個人負担を払いなさいと。聞くところによると10月に支払ってくださいということのようですけど、そういうことなんですか。

○串間農産園芸課長 農家が業者に対する支払いでしょうか。それは業者と農家間の関係だろ

うと考えております。

○満行委員 調べてほしいんですけど、県かJAなのかわかりませんが、工事を終了してもらったら、個人負担は10月までに支払ってくださいという説明だったんだそうですが、それは確認できませんか。

○串間農産園芸課長 現場でそういう説明があったかどうかということについては確認をさせていただきたいと思いますが、支障のないように6月、7月何回も打ち合わせを行っておりますので、問題なく行われる体制はとおるつもりでございます。

○満行委員 万全の体制とおっしゃるのでそうなのかもしれないんですが、ぜひ調べてほしいんですが、工事が終わったら10月までに支払ってくださいと農家に言われる。でも、収穫は10月以降ですね。今から収穫の時期に入るわけで、その前に個人負担当たり15万下さいと言われても、払う原資がないと。そういう意見が出ているようですので、そのところをぜひ調査いただいて、収入が確保できてから支払いをしていただくような取り組みをお願いしたいと思います。

○串間農産園芸課長 いずれの事業も大体流れは一緒だと思いますが、今回も補助事業で設置いたしまして、業者への支払いというのが出てくると思います。完了した後に、我々も請求で概算払いで金を払っていきますので、それと農家の負担と合わせて業者に支払うということになりますので、通常の流れであります。

○満行委員 それはわかるんですよ。事業が終了したら、当然個人負担を払わにゃいかんというのはわかるんですけど、10月に払えと言われても、現金収入がない段階なので、ぜひ調査いただいて猶予をいただけるようによろしくお願

いしたいと思います。

○吉田営農支援課長 補助残については、極力、私どもの資金等、補助残融資を使ってくれということでやっておりますので、その辺、御理解のほどお願いします。

○満行委員 今まで何回か補助決定に伴うことを話しているんですが、農政企画課の43ページ、これを例にとりたいと思います。国の試験研究の委託の決定とか受託の決定というのでこの時期に補正を提案されるんですが、これらの事業というのは4月から始まる事業ではないのかなと、この時期に補正を組んでやるということは、もう半年間過ぎてしまって、ことしの事業はあと半年間しかないんじゃないかと思うんです。そのことを何回か申し上げるんですけど、「いや、そういうことはありません」と言われるんですが、これらの事業は交付決定からやらないといけない事業なのか、そこあたりを教えてほしいんですが。

○岡崎農政企画課長 今回、補正をお願いしております件は中身が2つに分けられると思います。一つは、既に試験研究を実施しているものの追加の補正、例えば機械の分が別につきましたということで入ったものがございます。これは当然、当初からやっておりますので支障はございません。委員の御指摘は、多分、後段のほうだと思います。確かに当初からやるのが一番いいんですけれども、特に後ろのほうの特定研究開発のほうは、国が公募をまず独立行政法人にいたしまして、そして4月から6月に採択決定ということで、その後独立行政法人等から総合農試等に来るものですからこの時期になっております。ただ、いつも同じ答弁じゃないかと言われるかもしれませんが、これから年度末の間で十分な成果を上げることが確実な

研究内容を受託しているというふうに考えております。以上でございます。

○満行委員 補助決定、交付決定、委託決定というのは、当然予想される。国は当然予算要求をしている。だから、前もってヒアリング等やって、各現場と国とやっているはずですよ。当面必要な予算、全額でなくても、4月初から研究が立ち上げできるような施策を、ほかの予算を流用してでもいいんじゃないのかなと、交付決定したらそこで振りかえると。もう9月の下旬ですよ、議会で承認をされて10月の3日、それから予算の配分をしてですから、そんなことをしていたら研究期間が物すごく縮まる。研究というのは、時間をかけてゆっくりやるのが質の高い研究ができるのじゃないのか。ここにはたくさん専門職の皆さんがいらっしゃると思うんですが、1日でも欲しいと思うんです。毎回申し上げているんですけど、そういう工夫ができないのかなと思っておりまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○外山委員 先ほどの二層カーテンのことで、関連がありますからお聞きします。閉会中の委員会だったと思うんですが、二層カーテンをすると温度が上がってくるんですが、空気が余り出なくなると湿度が上がってくるということで、農家の人も二の足を踏んでおるといふか、非常に危ないと思って、二層カーテンはしないという農家も結構いるんです。私もそのことが一番気になるものだから、さっき課長の説明を聞いておりましたら、普及所等を中心としてこの問題は万全を期していきますという話がありました。万全を期すというのは、具体的にどういうことを言っておられるんですか。

○串間農産園芸課長 一つは指導体制の再構築ということで、8月27～28日に1泊2日をかけ

まして、県内の現場の若手技術員128名ほどを集めまして、二層カーテンの栽培管理についての研修会を行っております。間違いのない技術指導をやっていく。一つは、この二層カーテンだけではなくて、省エネルギーをしようと思いますと、破れを防ぐとかアルミ蒸着フィルムでベタがけするとか、サイドだけ三重にするとか、いろんな密閉度を高める対策をやっていきますので、必然的に湿度の問題が出てきます。二層カーテンに限らず、今後、密閉度を高めればそういう課題が出てきますので、そういった研修を行っています。一つは適正な温度管理、例えば、春先、秋口に二層カーテンを使ってしまいますと、暖房機もありませんので湿度が高くなるということで、12、1、2の厳寒期を中心とか、あけ閉めを早くするとか、採光をよくする。それから、循環扇でハウスの中の空気を循環させる、温度のむらをなくして空気の動きをさせるとか、いろいろ手だてをとって……。それから防除は、やはり手おくれにならないように防除しないと、湿度が高くなった場合は蔓延しますので、早期発見をするとか、もろもろ2日間かけて研修をやったところでございます。

○外山委員 上がった湿度を落とさないことには万全の体制にならないですね。ハウスの中の湿気が多い空気を、幾ら扇風機を回して循環したって湿度は同じですからね。だから、研修をやったと言われても、何をどういうふうにしたら湿度が下がるかという対応を考えないと、具体的な対応策にならないと思うんです。例えば、あけ閉めを頻繁にやるということになれば湿度が下がるし、防除するということで農薬をばっとやれば、安心・安全の農業とは逆の方向に行ってしまうですね。湿度を下げる試験なり、そういうことは具体的に何かやっておられ

るんですか。

○佐藤農業改良対策監 委員が御指摘のように、二層カーテンを使いますと湿度が上がるということ、これは過去の例からわかっておるところなんですけれども、今回、二層カーテンを普及させるに当たって、早い時期から二層カーテン、二重のカーテンを閉め込んでしまうと湿度が上がるであろうということです。それで、ある程度気温が下がるまで待って二層カーテンは使うと、暖房機が回って湿度が余り高くないようにするという指導をまずしております。また、春先も同様でございまして、温度が高くなってきたら二層カーテンは閉めずに1層カーテンだけにするとか、病虫害の防除を徹底するとか、そういった指導、あるいは巡回指導というものを、普及センター、関係機関一体となって指導していくことにしております。

○外山委員 これはお金が要る話だけど、ヒートポンプを併用すれば湿度が落ちてきますね。そういう方法もあるだろうし、今までの説明を聞いていますと、湿度を抑える抜本的な手当てがない、小手先の対応でスタートしようというふうに聞こえるものだから、抜本的に対応しようというのはまだできていないというふうに私も感じますから、今からビニールを張って、できるだけ遅くまで二層カーテンを使うなど言っただけ遅くまで二層カーテンを使うなど言っただけ、使った意味がなくなるし、試験場あたりも動員してもらって一生懸命考えて対応をお願いします。でないと、せっかく導入しても病気がいっぱいできてきたら何にもなりません。薬をばっとまいてしまえば、逆の方向に行ってしまうから、よろしく願いをしておきます。

○野辺委員 関連して聞きたいんですが、試験場でハウス内の除湿機、これは1回新聞に出て

おったと思うんですが、それはまだ完成はしてないんですか。

○村田総合農業試験場長 今回の件につきましては、前は工業試験場と共同で農業試験場で取り組んでおったんですが、昨年度から業者の方も入れまして産学官共同で、経済産業省の競争的資金をいただきまして実用化に向けて取り組みをしております。2～3年以内には実用化に持っていきたいということで、工業試験場がメインでございますけれども、農業試験場としましても除湿の効果だとか防除の効果だとかを見ながら一緒に取り組んでおるところでございます。以上でございます。

○野辺委員 外山委員から指摘がありましたように、光線の透過率とか湿度とかいう問題で、一方では推進しながら、病気が蔓延したりして、後で取り返しのつかないことになる心配があったものですから、そういう研究を急いでもらって、組んでからやってもらうと事業として非常にいいんじゃないかなと思っていますので、ぜひひとつ早目に実用化できるようにお願いしておきたいと思います。

○坂口委員 説明資料2ページ、明許繰り越しですよね、この中で既に発注済みの部分はあるんですか。

○矢方農村整備課長 公共土地改良事業で今回お願いしている3件につきましては、いずれも経営体育成基盤整備事業でございまして、普通期地帯のほ場整備工事でございます。いろいろと関係地権者との協議を進めておったんですが、どうしても収穫後に着手ということになりましたので、今回お願いして、年度をまたいで発注をしたいという案件でございます。発注してございません。

公共農道整備事業につきましては、広域農道

整備事業の国道取り付け工事として国交省に委託する工事でございます。それにつきましては、現在施工しております国道取り付け部にかける橋梁上部工が、鋼材の入手等に時間がかかって、当初想定しておりましたけた架設が3カ月ほどおくれたということで、これから国交省に委託工事を委託契約をして発注してもらうという工事でございます。あとの2件につきましても、河川内にある橋梁管工事と護岸工事でございます。渇水期間の施工ということで、今から10月の末あたりに発注をしたいという案件でございます。まだ現在発注いたしていません。

○今西漁港整備対策監 2ページの水産物の供給基盤整備事業につきましては、浮き魚礁の更新に伴う工事でございます。当初、8月の発注ということで1度公告をしまして応募をとったんですけれども、技術的な審査におきまして不成立になっております。したがって、8月6日に公告をしまして11月21日の入札で行うものがございます。240日の標準工期がございますので、繰り越しの申請をお願いしたいと考えております。

それから、地域水産物供給基盤整備事業につきましては、これは青島漁港におきまして防砂堤の工事でございます。これにつきましては青島漁協との協議、調整等を行った結果、発注が今の時期になりまして、10月15日入札ということで公告を出しております。以上でございます。

○坂口委員 今回のこの分は今からの契約ということになっているんですけど、契約した後にそういったような制約条件が出てきてというのもありますよね。そこらで考え方を聞いたかたんですけど、これはその対象になりません

が、仮に発注した後にそういう事態が出てきたとき、これは年度を繰り越すやつですけど、工期を延ばすというようなことが出てきたとき、これらは大いにその要素を契約後も含んでいると思うんですけども、工法の検討とか、相手の地権者の事情とかですよね。そういうことで延ばすときにどういう手続を経てやっておられるかということなんです。工事の一時休止、工期を自分の理由で延ばすとき、あるいは工事をちょっと待ってくれと、検討する課題が出てきたというときの手続、これ今まで一切とられていないんですよ、県の発注の仕方というのは。こちらのところは基本的にどんなぐあいにおられるんですか、こういう事態が発生したとき。たまたまこの中にはなかったから言えないんですけど、工事を発注した後に、工事を進めながら工期を延長するのは結構ありますよね。そういうときどういう手続をとっておられるのか知りたいんです。ルールがあるんですよ、一時休止に伴う契約変更、これに対する考え方というのを。

○矢方農村整備課長 基本的には工期内に終わるようにということですが、現場条件によってやむを得ず工期を延ばさざるを得ない部分については、設計変更等によるものと考えております。特に雨等で災害等が来た場合については、新たな工法を含めて事業量をふやすとか、そういう形での契約変更になろうかと思っております。

○坂口委員 ちょっと理解できなかったんですけど。例えばですけども、水産物基盤の浮き魚礁というのが、設計とか工法が現実的じゃないよということで落札者がいなかったということかなと思うんですけども、たまたま事前にそのことがわかったからだけで、そこで契約を

してたとしますよね。こういう工法では不可能ですよとか、この工法では無理だということの中で契約が成立しなかったということですけど、発注者側としてはその設計書で行けると思って出したわけですよね。受注者も気がつかんで、だれかがそれで行けるといって受注したときやっていったら、なるほどできないなというところにぶつかったときに、工法が明らかに採択すべき工法でないというのをたまたま気がつかないのが、今回は受注者側にそれがいたから不発に終わったんでしょけれど、そうすると、当然そこで、設計上の工法の採択に問題があったということで、発注者側の責任が出てきますよね。「工事をそこでちょっと待ってくれ、工法を検討するから」ということでとめますよね。とめたときの発注者側の対応のあり方です。

○今西漁港整備対策監 今の御質問ですけれども、発注をした後に工事執行が不可能になったといった場合に、発注者としては、請負者に責めない理由でございますので、工事中止命令ということで書面でまず中止命令を出すと、その期間におきましては両者協議をして決めるわけです。ここまで中止をお願いしますと。その後、請負業者のほうで現場を撤去する費用、また始まるときの現場事務所の設置とか、そういった費用が発生するわけです。そうしたときに、いわゆる最終的な精算、協議になりますけれども、設計変更の中で見るべきものは見て、これは工事請負契約約款にも明記されておりますので、それにのっとって処理をするということになろうかと思えます。

○坂口委員 それを実際やられた例はありますか。

○今西漁港整備対策監 私の経験ではそういう

のはございません。

○坂口委員 とにかく受注者に責任のない理由によって工事をとめたということは過去ないんですか。

○今西漁港整備対策監 中部港湾の工事ですけども、天災という形で1件ございます。

○坂口委員 天災のときは手戻りなり契約解除なり、あるいは今のようにより一時中止なりで対応することになる、どういう対応とられたか知らんけど。

1件、2件じゃないと思うんです。かなりあると思うんですよ、受注者側の責任じゃなくてとめてるとするのは、1件だけですか。例えばこの部で去年なら去年、農地関係ででもですけど、こういう事例は結構あるんじゃないですか。今のようにより受注者の責任じゃないと、設計上問題が出たとか、何らかの状況でとめざるを得なくなったとか、設計の工法に間違いがあったとか、あるいは予期せぬことが起こり得るわけですから予期せぬことが起こったとか、いろんな状況で工事をとめるというのはたくさんあるんじゃないかと思うんですけども、今まで一時休止に伴う設計変更は少なくとも港湾サイドではやっていないと思うんですけど、ほかのところではやっているんですか。

○矢方農村整備課長 農業農村整備事業についても、現在、該当した事例はないようでございます。

○坂口委員 変更をやった事例がなくて、工事をとめたという事例は結構あるんじゃないですか。それもなくて変更がないということですか。

○矢方農村整備課長 工期だけを延ばして経費の増減をした事例はございませんということでございます。

○坂口委員 工事をとめた事例です。工期が延びなくても、発注者の責任において工事ができなくなった事例というのはないんですか。

○村上農村計画課課長補佐 公共三部においては17年度から19年度にかけて19件ありましたが、農政水産部におきましては、中断した例は、ただいま申し上げた1件ということで調べております。

○坂口委員 中断したときの設計変更というのはどういうぐあいにやられましたか。

○村上農村計画課課長補佐 このときは工事中断に係る経費を増額しております。

○坂口委員 工事をとめたことによって発生した経費を増額したということですか。

○村上農村計画課課長補佐 はい、そのようになっています。

○坂口委員 というのは、定義上はこうですよ。まず、この工事を中断してくださいということでやる、何月何日から何月何日までこういう理由でとめてくださいという指示書を出しますよね。そうすると、現場の管理責任はあくまでも契約が活着ている限りはあなたのところにあるんですよということをまず確認しますよね。そしてこの工事をとめることによって現場の管理責任があれば、工事の契約内容自体が縮小されるじゃないですか。現場代理人はそこをちゃんと監視してくださいよ、安全柵は置いておいてくださいよとか、とにかく管理上の一定規模のものに縮小されますよね。そこで工事を進めている部分が中止されるだけで。そのときは、まず工事規模を縮小するために必要な経費、そこに持ち込んでいた重機から、そこに持ち込んでいた労働力、労務者あるいは技術者、この人たちをこの現場からよその現場に移転させるための経費、そこにクレーンを持ち込んで

たときは、それを解体してリース業者に持っていく運搬費、また持ち込んで組み立てる組み立て費、そういうものをやっていって、なおかつ縮小したものをきょうから工事してくださいというときには、工事体制がもとの規模に戻るわけでしょう。それを膨らますために必要な経費を見るのを、今のように工事を中断したことによって生じた必要額を契約変更で支出することなんですけど、そういうことなんですか。とめて中身が変わったから増額されたということじゃないんですか。

○村上農村計画課課長補佐 申しわけありませんが、中の計算の積算のどの部分を増額したかということは手元にございませぬけれども、工事中断に係る経費を増額したというふうに調べております。

○坂口委員 工事の一時中止に伴う設計変更という定義が共通歩掛かりの中であるんです。一切中身が変わらなくても、ただ工事が……。例えば農地を整備してたり農道整備していて、業者が契約してもまだ電柱がそこに立っていたとか、農家の設備が移転できなかつた。今のは水稻の刈り取りが終わらないんですけど、発注した後でそういうことが出たりしたときに、ちょっと工事待ってくれませんか、この電柱は、ここの道路上には問題ないけど、それから電力を引いている農家がまだハウスを動かしているから移転できませんよとかいうような事情がたくさん出てくるんです。そのときに工事をとめなさいという指示を出したときは、しかしながら、あなたのところの工事現場にはこれだけの人間とこれだけの安全管理のためのものを置いておきなさいということをしつかり契約書ではやらなきゃだめなんですよ、指示を出して。余計な部分が出てきましたね、この物なり

人なりを移動してよそに持っていかなきゃだめになりましたねという、そのための経費を増額しなきゃならないとなっている。きょうから仕事を始めてくださいといったら、またそういうものを持ち込むための経費も持っていきなさいね。そのときに、この現場で問題が発生したときはあなたの責任ですよということを確認し合って、それは文書で交わさなきゃだめとなっているというけど、そういうことがやられてますかということなんです。僕の知る限りじゃ1件もそれには対応してないんですよ、ただ工期を延ばすだけで。

○村上農村計画課課長補佐 申しわけありません。19件中断の事例はございませぬけれども、増額変更した事例は、農政水産部ではなくて県土整備部で1件ということで、農政水産部では増額した事例はないということです。

○坂口委員 これは、さっき課長も言ったように約款の中にちゃんとうたっているんです。それはびしっとした根拠があるんです、共通歩掛かりという根拠。だから、そこは守らなきゃだめということです。一方的に業者にそういう負担を強いているのが今の現状で、今の業者が悲鳴を上げている。こういった守らなきゃだめな法律なり規約なりマニュアルを守らないことで業者を倒産させているということは、これはゆゆしきことですよ。確実に赤字が出るんですから。クローラクレーンなんて、そこから持って帰ったら、分解組み立てだけで300万ぐらいかかるんです。1日のチャーター料が8万ぐらいかかるんです。そんなものを見なくて、10日も20日も、あるいは3カ月もとめた日には、業者は倒産です。そういう乱暴なことをまだやってきているということで、これをどうやってこうとするのかという大きな課題が残っている

なというのが一つ。

そこで、法なり約束事、約款に基づいて即座に是正していく、的確な対応をしていくということ、やっぱり農政水産部長から聞きたいですね。

○後藤農政水産部長 現在の非常に厳しいこの情勢を考えます場合に、そしてまたコンプライアンスが重要な時代に、約款できちんと契約したものであれば、それに基づいてきちんとした措置をすることが必要だと、またそうしなければいけないというふうに思います。

先ほどから答弁いたしておりますけれども、私ども具体的な事例を抱えておりませんので、そういったところにつきましても具体的な事例を研究しながら、そういう中であるべき姿について進めていく必要があらうかというふうに思います。

○坂口委員 共通歩掛かりのたしか10章だと思うけど、ここを熟読して検討していただきたいというのが一つです。

それで、例えば30ページ、入札不調というのが今説明があったですね。繰り越しになった理由のところの留意点の③ですけど、「試行に当たっては、その効果を多角的に検証することとし、入札不調の多発、情報漏洩、不当な働きかけ行為等の有無についても十分注意を払いながら、試行内容の見直し、中止を含め、今後の対応を総合的に検討する」なんて、入札不調の多発というのは、この文章からそういう意味にもとれなくもないけど、ここに列挙されると、これはあくまでも自分らじゃなくて、何か悪いことをやって不調になったよという感覚しかとれないんです。入札不調なんていうのは、まさに発注者側の反省材料で、なぜこれを取りてがなかったのか、どこが間違いだったのかというこ

とをやるべきで、これは極めて失礼な表現の仕方と思うんです。これを読んだら、「入札不調、これは業者がいかんわな」というような感じに取れかねないけど、まさにその効果というのは、予算を隠してから入札させたらとんでもない予算が出てきたよ、何でだろうかな、うちのほうに設計漏れがあったわとか、これは間違いがあったわというのを検証していくことで、多角的に検証する中に含まなきゃおかしいですよ、後ろに列挙するのは、自分らのせいじゃなくて、ほかのせいでも不調が起こっているとも判断しかねない表現の仕方ですね。ここの表現どう感じられますか。

○宮原委員長 坂口委員、議案の順番で行くとこれが次になるものですから。

○坂口委員 後でいいです。

○松田委員 23ページから26ページまで、営農支援課の部分についてお伺いいたします。

まず、三笠フーズ事故米のことなんですが、県内でも63の菓子製造業者が店名、社名の公表によって大変な苦労を強いられているということなんですが、その後、県は調査とか現状把握はどのようにされているかお伺いしたいと思います。

○宮原委員長 松田委員、申しわけないです。今は議案の1、4、8、損害賠償というところで、済みませんがお願いします。

今言いました部分で質疑等はありませんか。

ないようでありますから、次に、その他の報告事項、5つあると思いますが、その部分についての質疑を受けたいと思います。

○松田委員 失礼しました。改めまして質問させていただきます。

今申し上げましたように、県内63の菓子製造業者、その後大変悲痛な声を聞いているんです

が、県のほうは、発表後1週間、2週間たちましたが、現状をどのように把握していらっしゃるのかお教えをいただきたいと思います。

○吉田営農支援課長 実は、第1ルートのもちの精米というのは米の粒で流れるものですから、これについては表示のことがございましたので、ここについてはJAS法としては調べてございます。あとのらくがん粉になりました分については、完全に加工されたものですのでJAS法には触れないものですから……。商工のほうで、風評被害のことだとかそういうのを今当たられているというふうに聞いております。

○松田委員 営農支援課の担当外だとすれば、こういった末端の業者さんのことはどちらにお伺いしたらよろしいでしょうか。

○吉田営農支援課長 基本的には商工のほうで金融措置もされていますが、あちらのほうで末端の風評被害とかを調べたり、そちらだと思っております。

○松田委員 主管課はそちらのほうだということで、後ほど違うルートから聞かせていただきたいと思います。

続きまして、JAS法ですが、井之上製粉に対する調査のことですが、25ページの(3)にありますように、調査の経緯のところ、第一報が9月の11日に入りまして、井之上製粉への立入調査が9月の17日、約6日間のタイムラグがあるんですが、この辺の経緯についてお教えいただきたいと思います。

○吉田営農支援課長 11日に私どもに情報が回付されましたので、12日に、庁内の副知事をキャップとします食の安全・安心対策会議の中でも情報を共有しながら、私どもJAS法に関係いたしますので――申しわけないんですが、13、14、15は連休でございまして、16日、

部長以下農政水産部内で協議をして、早速、17日に調査に入ったというような状況でございます。

○松田委員 連休のことは存じておりますけど、連休が入ったから、すぐにでも入るべきところをこのような1週間近くのタイムラグが発生したというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○吉田営農支援課長 11日で17日に立ち入りをして、その段階で確認をいたしました。うちの指示、公表の部分について、中身の精査を十分させてもらいましたので、この程度の時間は要したということでございます。

○松田委員 了解しました。

一般県民の感情といたしますと、中国産、今回は汚染米ということではないんですけれども、大変みんなが敏感になっている部分のことでしたので、一日も早く、できれば16日ぐらいに調査ができなかったかなというふうに思っております。今後このようなことがありましたら、もっと迅速な対応を望みます。以上です。

○野辺委員 早期水稻の被害のことでお尋ねしたいんですが、19年産米がああいう状況でした。共済制度で品質方式の加入というのがありますけれども、これは通常の共済と比べると掛金等が高いとかいうのがあるのでしょうか。

○串間農産園芸課長 一筆方式に対して品質方式ということになっていまして、一筆方式はほ場1筆ごとでございまして、今回ふえたというのは品質方式といまして、農家1戸丸ごとということになります。掛金が高くなります。一筆方式が1,090円のとときに品質方式は2,725円になりますから、少し高くなります。実際には、小規模農家じゃなくてある程度大きな農家に御指導申し上げて、加入に際しては過去のデータ

等も要りますので、そういう過去のデータがそろっている農家で、しかもある程度経営があつてという方々に啓発したところ、こういう結果になってございます。以上でございます。

○野辺委員 昨年、品質方式で加入されておった人がわずかですけど、昨年の場合、共済で救済できた農家があつたんでしょうか。

○岡崎農政企画課長 昨年度やったのは、28ページの表2)のみやぎの括弧書きの中にございますけど、この3件でございます。

○野辺委員 いろんな対策を打たれると思うんですけど、温暖化ということで、今後とも19年産米みたいなことがないとも限りませんので、掛金は高いにしろ、ぜひそういう方向に推進をしていくべきではないかと思つていますが、そのあたりの考えどうでしょうか。

○岡崎農政企画課長 委員の御指摘のとおりだと思いますので、関係機関とも連携を図りながら、災害が起こったときにはこの共済制度で救われるように、推進に努めてまいりたいというふうに考えます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。
それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後4時0分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、あすの13時30分に採決を行

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後4時0分散会

平成20年9月30日（火曜日）

午後1時33分再開

出席委員（9人）

委員	長	宮原義久
副委員	長	黒木正一
委員		外山三博
委員		坂口博美
委員		蓬原正三
委員		野辺修光
委員		満行潤一
委員		松田勝則
委員		長友安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	大野誠一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、一括して採決したいと思います。

議案第1号、第2号、第4号及び第8号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号、第4号及び第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、委員長報告については一任ということですので、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時41分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

次の閉会中の委員会につきましては、エコクリーンプラザの外部調査委員会の報告が出ますので、そういったものを含めて、委員会をなるべく早急に開催するという事で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上で
委員会を終了いたします。

委員の皆様にはお疲れさまでした。

午後 1 時42分閉会